

令和元年 11 月 6 日

林法律事務所
弁護士 山中理司 様

大阪市市民局総務部住民情報担当
担当：中村、下村 電話：06-6208-7337

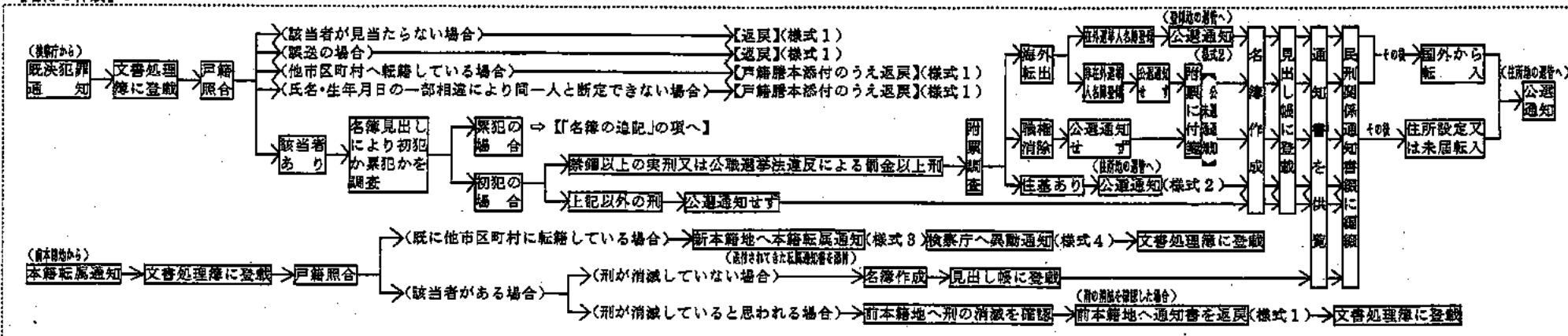
公文書の公開請求にかかる情報提供文書の送付について

平素は、大阪市政にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。
さて、令和元年 10 月 23 日付けで請求のありました大阪市が保有する公文書の公開請求のうち、「犯罪人名簿事務の取扱いについて定めている文書（最新版）」について、犯歴事務の取扱を定めた資料を別添のとおり送付させていただきます。

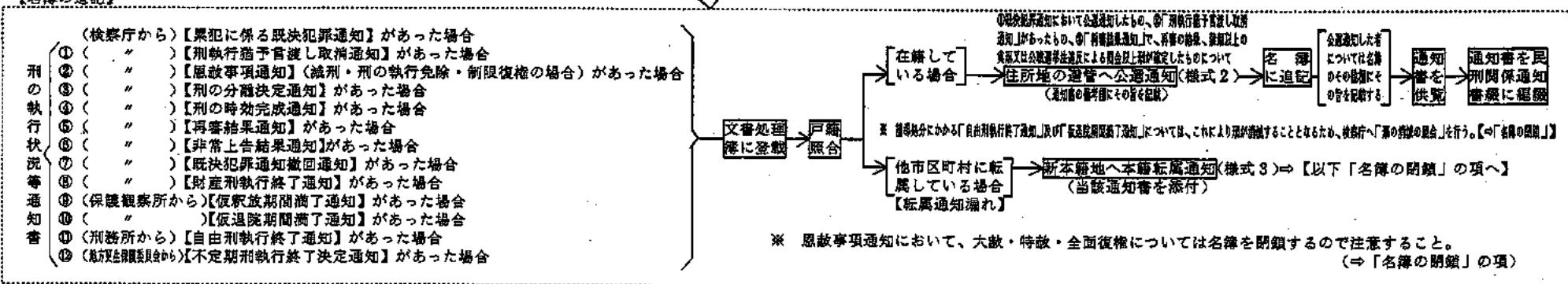
第1 犯歴事務の流れ

(少年に関する取扱いについては46ページ「少年に関する取扱いについて」の項参照)

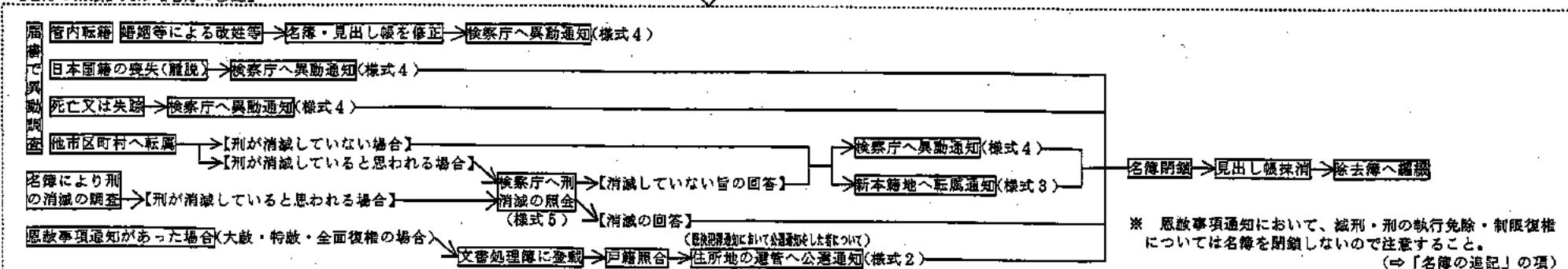
【名簿の作成】



【名簿の追記】



【名簿の閉鎖】又は【名簿の修正】



第2 犯歴事務とは

【1】犯歴事務の意義

犯歴事務は、罰金以上の刑が確定した者につき、市区町村長が当該市区町村内に本籍を有する者の犯罪人名簿を調製し、各種の身分証明事務及び選挙人名簿事務に資するために行う事務である。

これらは、人の資格を問うものであり、ひいては人の名誉、信用、人権にもかかわるものであるため、その取扱いには、特に厳重な注意を要するものである。

【2】犯歴事務の沿革

現在の犯罪人名簿の起源は、明治5年の太政官布告において、「囚獄及び徒流人等その管内に戸籍ある者は戸籍表へ載せ、他管内の者は寄留表に記載すべきこと」とされたことにより、明治5年式戸籍（壬申戸籍）に犯罪事項が記載されたことに始まる。

その後、明治15年に旧刑法が施行され、有罪確定者の公権が著しく制限され、同時に施行された治罪法により既決犯罪通知の制度が始まり、この既決犯罪表を犯罪人名簿として活用された。

ついで、明治22年に旧衆議院議員選挙法が公布され、選挙人名簿は郡市町村長において調製するものとされたため、この頃から、犯罪人名簿が選挙人・被選挙人の資格調査のためを利用されるようになった。

明治41年に現行刑法が施行され、公権を制限する規定を置かないものとされた。しかし、刑罰を受けたことにより人の資格を制限する規定が次々と制定されたため、これらの資格調査（身分証明）及び住所地を管轄する市区町村における選挙人名簿の調製の必要上、市区町村では依然として犯罪人名簿備付けの必要性が認められた。

以上の次第で、市区町村では長い間、いわば受動的に犯罪人名簿の調製整備を行ってきたが、大正6年に至り、「市町村長をして本籍人の犯罪人名簿を整備し転籍者に関する通知を為さしむる件」と題する内務省訓令第1号が発せられ、有罪の確定裁判を受けた者の戸籍事務を管掌する市区町村長に、犯罪人名簿の調製整備をすることが初めて義務づけられた。この内務省訓令が現在市区町村で調製されている犯罪人名簿の備付けの根拠となっている。

第3 犯罪人名簿について

【1】名簿の調製者

有罪の確定裁判を受けた者の戸籍事務を管掌する市区町村長。

（大正6年4月12日付け内務省訓令第1号）

【2】名簿調製の対象者

検察庁から既決犯罪通知の行われる罰金以上の刑に処する有罪の確定裁判の言渡しを受けた者。ただし、下記の者は既決犯罪通知が行われないので除かれる。

- (1) 少年のときに犯した罪に係る裁判であって、確定のときに刑の執行を受け終わったとされる者、刑の執行を猶予された者及び刑の執行を免除された者。
- (2) 道路交通法・道路交通取締法・道路交通取締法施行令・道路交通取締令・自動車の保管場所確保等に関する法律違反により罰金以下の刑により処せられた者。

(3) 日本国籍を有しない者及び本籍不明者。(これらの者は東京地方検察庁で管理している)

【※】
● 罰金以上の刑とは、死刑、懲役、禁錮及び罰金刑の確定裁判のみならず、執行猶予の裁判及び刑の執行を免除する裁判が含まれる。

● 道路交通法等違反による罰金刑については、道路交通法違反事件の激増に伴う犯歴事務の増大に対処するため、昭和37年6月からは、市区町村長に対する既決犯罪通知は行わないとされた。

【3】名簿の作成

犯罪人名簿は、通常、地方検察庁からの既決犯罪通知又は前本籍地からの転属者既決犯罪通知に基づいて新規に調製される。ただし、累犯による既決犯罪通知による場合は、新規に調製することなく、既作成の名簿に後刑として追加記載することとなる。(10ページ「(1) 既決犯罪通知(累犯の場合)に基づく処理」の項参照)

(1) 既決犯罪通知に基づく処理

① 文書処理簿への登載

通知を受けたら、直ちに文書処理簿に登載する。

文書処理簿の様式については特に定めないが、通受年月日・氏名・本籍・通知の種類・発信者を記載し、さらに備考欄には、誤送や該当なし等により返戻したとき、あるいは、転属通知漏れにより地検へ異動通知及び新本籍地へ転属通知したときなどにその旨を記載すればよいであろう。

(例)	番号	年月日	氏名	本籍	通知の種類	発信者	備考
	1	13・1・10	大阪一郎	中之島 1-1	既決犯罪通知	大阪地検	13・1・11該当なしにより誤
	2	13・1・10	浪花和子	梅田 3-3	既決犯罪通知(累犯)	〃	転属通知漏れにより13・1・11大阪地 檢へ異動通知、新本籍地中央区へ転属通知

② チェック欄の設置

戸籍照合、見出しへの登載、名簿の作成、公選通知等について、その処理漏れを防止するため、ゴム印等により通知書の余白にチェック欄を設けるとよいであろう。

(例)	戸籍照合	見出し	名簿	公選通知

③ 戸籍照合

通知書に記載されている本籍・氏名・生年月日について誤りがないか照合する。

⇒ 該当者が見当たらないとき、又は誤送の場合は、様式(1)により返戻し、その旨を文書処理簿に記載する。

⇒ 転籍等により本籍が異動している場合、あるいは氏名・生年月日が多少違っているため同一人と断定できない場合は、戸籍の写しを添付のうえ、様式(1)により通知書を返

戻し、その旨を文書処理簿に記載する。

⇒ 住居表示・土地区画整理等による本籍変更、あるいは誤字・旧字等による氏名の字体の相違については、返戻することなく、通知書を訂正し、訂正後の通知書の写しを添付のうえ、様式(1)により地方検察庁へ通知する。

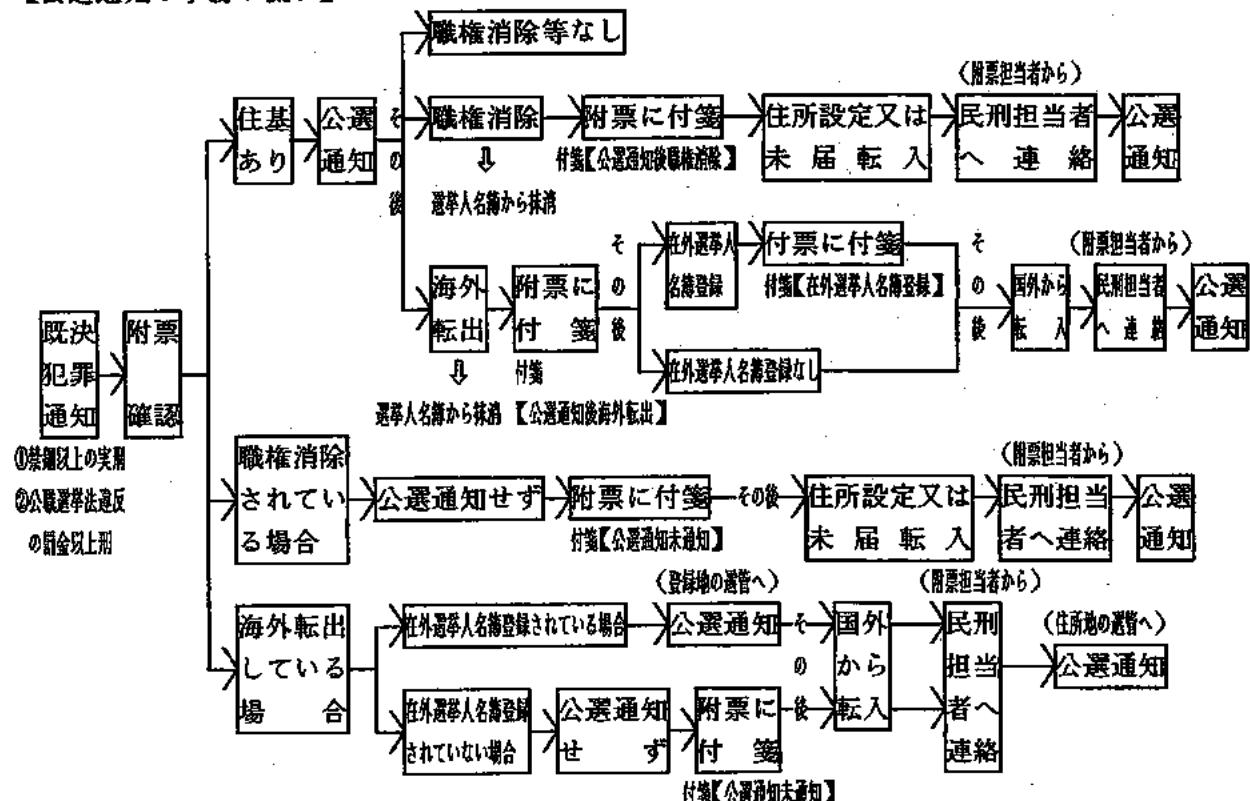
④ 選挙管理委員会への通知

公職選挙法第11条3項により、既決犯罪通知によって、その者が禁錮以上の刑(執行猶予を除く)又は公職選挙法違反による罰金以上の刑に処せられた場合等、選挙権及び被選挙権を有しなくなったことを知ったときは、直ちに住所地の選挙管理委員会に通知することとされている。

よって、これに該当する者については、戸籍附票により住所を確認し、様式(2)により当該住所地の選挙管理委員会へ通知し、既決犯罪通知書の備考欄及び名簿の「その他」欄に通知年月日及び通知先を記載する。

なお、戸籍附票の住所が職権消除又は海外転出している場合には、選挙管理委員会へは通知しない(ただし、海外転出者のうち在外選挙人名簿登録者については登録地の選管へ通知する)。ただし、その後、住所設定、未届転入、国外からの転入があったときには、改めて住跡地の選挙管理委員会へ通知しなければならない。よってこの通知漏れを防止するため、既決犯罪通知があった時点で、戸籍附票の該当者のところに、「公選通知未通知」である旨を付箋等で明らかにしておき、その後に住所設定等の戸籍附票通知があったときに、附票処理担当者から民刑担当者に必ず連絡をして、直ちに公選通知ができるようにしておかなければならない。これは、公選通知後に職権消除等があった場合でも同様であるので、職権消除等の戸籍附票通知があった場合は、附票処理担当者から民刑担当者に必ず連絡をし、犯罪人名簿を確認のうえ、既に公選通知済みの該当者があった場合には、附票の該当者のところに、「公選通知後職権消除(海外転出)」である旨を付箋等で明らかにしておき、その後に住所設定等の戸籍附票通知があったときは、附票処理担当者から民刑担当者に必ず連絡をし、直ちに公選通知をするようにしておかなければならない。

【公選通知の事務の流れ】



⑤ **名簿の作成及び見出し帳への登載**

見出し帳により前犯歴を確認し、初犯については、名簿を作成のうえ、見出し帳に登載する。累犯については、当該名簿に追加記載する。(10ページ「(1)既決犯罪通知(累犯の場合)に基づく処理」の項参照)

⑥ **通知書の供覧及び保管**

所要の処理を終えれば、通知書はまとめて(例えば月ごとに)供覧に付し、供覧を終えた通知書は民刑関係通知書綴に編綴し保管する。

(2) **転属者民刑事項通知に基づく処理**

名簿に登載されている者が、転籍等により本籍転属してきた場合、前本籍地の市区町村長から転属者民刑事項通知がされ、その通知により名簿を調製する。

① **文書処理簿への登載**

通知をうけたら、直ちに文書処理簿に登載する。

(4ページ「①文書処理簿への登載」の項参照)

② **チェック欄の設置**

見出し等の処理漏れ防止のためのチェック欄を通知書の余白にゴム印等により設けるとよいであろう。(4ページ「②チェック欄の設置」の項参照)

③ **戸籍照合**

通知書に記載されている本籍・氏名・生年月日に誤りがないか照合する。

⇒ 転属者が既に他市区町村に再転属している場合は、地方検察庁へ様式(1)により戸籍の写しを添付のうえ通知し、新本籍地へは様式(3)により同通知書を添付のうえ通知する。文書処理簿にはその旨を記載しておく。

④ **刑の消滅の確認**

転属者につき、刑が消滅していると思われる場合は、前本籍地に連絡をとり、消滅を確認した場合は、通知書を様式(1)により前本籍地に返戻し、その旨を文書処理簿に記載する。「刑が消滅していると思われる場合」については、後述「第4. 刑の消滅について(39ページ以降)」の項参照)

⑤ **戸籍附票の住所が職権消除又は海外転出している場合**

戸籍附票の住所が職権消除又は海外転出している場合は、その後、住所設定、未届転入、国外からの転入があった場合に、改めて住所地の選挙管理委員会へ通知しなければならないので注意すること。(5ページ「④選挙管理委員会への通知」の項参照)

⑥ **名簿の作成及び見出し帳への登載**

名簿を作成のうえ、見出し帳に登載する。

⑦ **通知書の供覧及び保管**

所要の処理を終えれば、通知書はまとめて(例えば月ごとに)供覧に付し、供覧を終えた通知書は民刑関係通知書綴に編綴し保管する。

(3) 名簿の記入要領

既決犯罪通知には「甲の1」と「甲の2」があり、「甲の2」は、略式命令に係る確定裁判にのみ使用される簡易書式である。

① 既決犯罪通知（甲の1）による記入

- (ア) 調製年月日 名簿を作成した日を記載する。
- (イ) 本 種 通知書 ③・④ 欄の本籍につき、戸籍照合のうえ記載する。
- (ウ) 筆頭者名 戸籍で確認した筆頭者名を記載する。本人が筆頭者の場合は「本人」と記載してもよい。
- (エ) 氏 名 通知書 ① 欄の氏名を記載する。
- (オ) 生年月日 通知書 ② 欄の生年月日を記載する。
- (カ) 裁判の日及 通知書 ⑤ 欄の年月日を記載し、⑧ 欄の裁判区分により、宣告
び裁判区分 略式のいずれかを○で囲む。
- (キ) 確定年月日 通知書 ⑥ 欄の年月日を記載する。
- (ク) 通受年月日 通知を受けた年月日を記載する。
- (ケ) 刑終了又は 財産刑を既に終了している場合(罰金を既に完納している場合)
完納の日 又は未決拘留日数が本刑の刑期を超過している等により刑期の執行
が終了している場合には、通知書 ⑩ 欄に刑終了の年月日の記載があるので、刑終了、完了年月日を記載し、通受年月日も記載する。
- (コ) 裁判所名 通知書 ⑦ 欄の裁判所名を記載する。
- (サ) 罪 名 通知書 ⑪ 欄の罪名を記載する。
- (シ) 刑 名 通知書 ⑩ 欄の刑名区分番号に該当する刑名を、⑨ 欄から探し
て記載する。
- (ス) 刑期又は 通知書 ⑨・⑩ 欄の刑名区分が、01(懲役)・02(禁錮)の場合は
金額 ⑪ 欄に刑期が表示され、03(罰金)の場合は金額が表示されるた
め、これを確認したうえ記載する。
なお、不定期刑については、次のように表示される。

刑期	金額
年	月
0	0
8	0
0	1
0	0

この場合は、懲役8月以上、1年以下を表す。

- (セ) 執行猶予 通知書 ⑫ 欄に記入がある場合は執行猶予がついているので、該当刑を○で囲み、執行猶予の年数を記載する。
- (ソ) 未決拘留 通知書 ⑬ 欄の未決拘留日数を、法定通算、裁定算入に区別のうえ、それぞれの日数を記載する。

未決拘留とは、被告人が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある場合に、その逃亡、証拠隠滅及び再犯防止のために被告人を拘禁する強制処分で、これは刑ではないが、自由刑と同等の性質を持つので、有罪の場合は一定の条件のもとに本刑に通算され、無罪の場合には刑事補償がなされる。未決拘留期間は裁判所が任意に通算できる任意通算(裁定算入)と、必ず通算する法定通算とがある。

- (タ) 恩赦事項 通知書 ⑭ 欄の保護観察区分等が「0(なし)」以外のときは、必ず「付保護観察」「付補導処分」「刑の執行免除」のいずれかを記載。

【名簿記載例】～既決犯罪通知（甲の1）～

【既決犯罪通知書（甲の1）】

② 既決犯罪通知（甲の2）による記入

- (ア) 調製年月日 名簿を作成した日を記載する。

(イ) 本籍 通知書③・④欄の本籍につき、戸籍照合のうえ記載する。

(ウ) 筆頭者名 戸籍で確認した筆頭者名を記載する。

(エ) 氏名 通知書①欄の氏名につき、戸籍照合のうえ記載する。

(オ) 生年月日 通知書②欄の生年月日につき、戸籍照合のうえ記載する。

(カ) 裁判の日及 通知書⑤欄の年月日を記載し、「略式」を○で囲む。

び裁判区分

(キ) 確定年月日 通知書⑥欄の年月日を記載する。

(ク) 通受年月日 通知を受けた年月日を記載する。

(ケ) 刑終了・完 通知書⑪欄に記載がある場合は、財産刑を既に終了している
納の日 ので、その年月日を記載し、「完納」を○で囲んで、通受年月日も
記載する。

(コ) 裁判所名 通知書⑦欄の裁判所名を記載する。

(サ) 罪名 通知書⑩欄の罪名を記載する。

(シ) 刑名 通知書⑧欄の刑名が「03 罰金」の場合は「罰金」を○で囲み、「
05 科料」の場合は「科料」と記載する。

(ス) 刑期・金額 通知書⑨欄の金額を記載する。

【名簿記載例】～既決犯罪通知（甲の2）～

【既決犯罪通知書（甲の2）】

【4】名簿の追記

犯罪人名簿は、地方検察庁から送付される既決犯罪通知書に基づいて調製されるが、これを的確に整備するためには、その後における刑の執行状況等を正確に把握し、常に名簿の補完を図っておく必要がある。このために、市区町村において最小限必要とする刑の執行状況等について、地方検察庁から通知するものとされている。また、自由刑執行終了に関する事項については矯正機関から、また、仮釈放の満了に関する事項については保護機関から、それぞれ通知されることになっている。

市区町村においては、これらの通知があった場合、あるいは、累犯にかかる既決犯罪通知があった場合には、以下のとおり、犯罪人名簿への追記をしたうえ、所要の事務処理を行う。

(1) 既決犯罪通知（累犯の場合）に基づく処理

① 文書処理簿への登載

通知を受けたら、直ちに文書処理簿に登載する。

(4ページ「①文書処理簿への登載」参照)

② チェック欄の設置

見出し等の処理漏れ防止のためのチェック欄を通知書の余白にゴム印等により設けるとよいであろう。（4ページ「②チェック欄の設置」参照）

③ 戸籍・名簿との関合

通知書に記載されている本籍・氏名・生年月日を戸籍と照合し、名簿により累犯であることを確認する。

⇒ 相違がある場合は、通知書を訂正し、訂正後の通知書の写しを添付のうえ、様式(1)

により、地方検察庁へ通知する。

⇒ 転籍等により既に本籍が異動しており、それが転属通知漏れである場合は、地方検察庁へ、様式(1)により通知するとともに、新本籍地へは、名簿の写しと本通知書を添付し、様式(3)により通知する（35ページ「① 他市区町村へ転属した場合」の項参照）。文書処理簿へはその旨を記載する。

④ 選挙管理委員会への通知

禁錮以上の実刑又は公職選挙法違反による罰金以上刑の場合は、住所地の選挙管理委員会へ、通知書の写しを添付し、様式(2)により通知する。既決犯罪通知書の備考欄及び名簿の「その他」欄に通知年月日及び通知先を記載する。

戸籍附票の住所が職権消除又は海外転出している場合は、その後、住所設定、未届転入、国外からの転入があった場合に、改めて住所地の選挙管理委員会へ通知しなければならないので注意すること。

（5ページ「④選挙管理委員会への通知」の項参照）

⑤ 名簿への追記

既作成の名簿に追記する。（記入要領は7ページ「（3）名簿の記入要領」参照）

⑥ 通知書の供覧及び保管

所要の処理を終えれば、通知書はまとめて（例えば月ごとに）供覧に付し、供覧を終えた通知書は民刑関係通知書綴に編綴し保管する。

（2）刑の執行状況等通知書に基づく処理

【地方法務省規則の範囲】

① 刑執行猶予言渡し取消通知による処理

刑の執行猶予の言渡しを受けた者につき、執行猶予言渡し取消の裁判が確定したときは、地方検察庁からこの旨が通知される。

なお、少年のとき犯した罪により刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、市区町村長に対して既決犯罪通知が行われていないため、その執行猶予が取り消された場合には、刑執行猶予言渡し取消通知によりその旨が通知される。この場合には、通知書の備考欄に「犯行時少年（犯時00歳）」の記載がされ、「本通知書をもって既決犯罪通知書に代える」旨の記載が必ず行われるので、これに基づいて新たに犯罪人名簿を調整しなければならない（前述「【3】名簿の作成」の項参照）。

また、公職選挙法違反の刑による者がその執行猶予を取り消された場合は、既決犯罪通知により既に通知済みの公民権停止期間に変更を生ずることになるので、本通知書により改めて通知される。

（ア） 文書処理簿への登載

通知を受けたら、直ちに文書処理簿に登載する。

（4ページ「①文書処理簿への登載」の項参照）

（イ） チェック欄の設置

名簿追記等の処理漏れ防止のためのチェック欄を通知書の余白にゴム印等により設けるとよいであろう。（4ページ「②チェック欄の設置」の項参照）

（ウ） 戸籍・名簿との照合

通知書に記載されている本籍・氏名・生年月日を戸籍と照合し、犯歴内容を名簿と照合する。

⇒ 相違がある場合は、通知書を訂正し、訂正後の通知書の写しを添付のうえ、
様式(1)により地方検察庁へ通知する。

⇒ 転籍等により既に本籍が異動しており、それが転属通知漏れである場合は、地方検察庁へ様式(1)により通知するとともに、新本籍地へは、名簿の写しと本通知書を添付のうえ、様式(3)により通知する（35ページ「①他市区町村へ転属した場合」の項参照）。文書処理簿へはその旨を記載する。

（エ） 選舉管理委員会への通知

住所地の選挙管理委員会へ、様式(2)により通知する。なお、「刑執行猶予言渡し取消通知書」には未決勾留日数が記載されていないので、通知書の写しとともに名簿の写しを（該当刑のみ）も併せて添付のうえ送付すること。

戸籍附票の住所が職権消除又は海外転出している場合は、その後、住所設定、未届転入、国外からの転入があった場合に、改めて住所地の選挙管理委員会へ通知しなければならないので注意すること。

（5ページ「④選挙管理委員会への通知」の項参照）

(才) 名簿への追記

名簿の執行猶予事項を朱線で抹消し、「その他」欄に取消決定年月日、確定年月日、通受年月日を記載する。なお、執行猶予言渡し取消にかかる裁判所が当初の執行猶予言渡しの裁判所と相違する場合は、その裁判所名を記載する。

（カ） 通知書の供覧及び保管

所要の処理を終えれば、通知書はまとめて（例えば月ごとに）供覧に付し、供覧を終えた通知書は民刑関係通知書綴に編綴し保管する。

【名簿記載例】～刑執行猶予言渡し取消通知～

【刑執行猶予言渡し取消通知書】

登録コード	登録料	登録コード	登録料コード
3521922400001402020420			
刑执行猶予旨渡し取消通知書(甲)			
施設別帳		年月日	年月日
大阪地方検察官		大阪地方検察官	大阪地方検察官
大阪地検		大阪地検	大阪地検
大阪市北区中之島1丁目1番地		生年月日	1延 ②期
大阪三郎		1924年4月20日	1924年4月20日
本		地	
執行猶予旨渡しの業者		大阪地方検察官	
登録料		登録料	登録料コード
35120402		35120420	351114
署名		大阪地方検察官	
月 4 01 敬 02 期 03 請 04 金		刑期	年月日
35120402		0106	1924年4月20日
取消しの業者		大阪地方検察官	
登録料		登録料	登録料コード
35120402		35120420	351113
取消理由		大阪地検	
取消原因		大阪地検	
取消原因: 平成24.2.2 大阪地検 平成24.2.23 犯罪 犯罪 10月			
公民権停止		1-5 犯罪	2-6 刑事事件
1-5 犯罪		1-6 刑事事件	1-7 犯罪
1-8 犯罪		1-9 刑事事件	1-10 犯罪
1-11 犯罪		1-12 刑事事件	1-13 犯罪
1-14 犯罪		1-15 刑事事件	1-16 犯罪
1-17 犯罪		1-18 刑事事件	1-19 犯罪
1-20 犯罪		1-21 刑事事件	1-22 犯罪
1-23 犯罪		1-24 刑事事件	1-25 犯罪
1-26 犯罪		1-27 刑事事件	1-28 犯罪
1-29 犯罪		1-30 刑事事件	1-31 犯罪
1-32 犯罪		1-33 刑事事件	1-34 犯罪
1-35 犯罪		1-36 刑事事件	1-37 犯罪
1-38 犯罪		1-39 刑事事件	1-40 犯罪
1-41 犯罪		1-42 刑事事件	1-43 犯罪
1-44 犯罪		1-45 刑事事件	1-46 犯罪
1-47 犯罪		1-48 刑事事件	1-49 犯罪
1-50 犯罪		1-51 刑事事件	1-52 犯罪
1-53 犯罪		1-54 刑事事件	1-55 犯罪
1-56 犯罪		1-57 刑事事件	1-58 犯罪
1-59 犯罪		1-60 刑事事件	1-61 犯罪
1-62 犯罪		1-63 刑事事件	1-64 犯罪
1-65 犯罪		1-66 刑事事件	1-67 犯罪
1-68 犯罪		1-69 刑事事件	1-70 犯罪
1-71 犯罪		1-72 刑事事件	1-73 犯罪
1-74 犯罪		1-75 刑事事件	1-76 犯罪
1-77 犯罪		1-78 刑事事件	1-79 犯罪
1-80 犯罪		1-81 刑事事件	1-82 犯罪
1-83 犯罪		1-84 刑事事件	1-85 犯罪
1-86 犯罪		1-87 刑事事件	1-88 犯罪
1-89 犯罪		1-90 刑事事件	1-91 犯罪
1-92 犯罪		1-93 刑事事件	1-94 犯罪
1-95 犯罪		1-96 刑事事件	1-97 犯罪
1-98 犯罪		1-99 刑事事件	1-100 犯罪
1-101 犯罪		1-102 刑事事件	1-103 犯罪
1-104 犯罪		1-105 刑事事件	1-106 犯罪
1-107 犯罪		1-108 刑事事件	1-109 犯罪
1-110 犯罪		1-111 刑事事件	1-112 犯罪
1-113 犯罪		1-114 刑事事件	1-115 犯罪
1-116 犯罪		1-117 刑事事件	1-118 犯罪
1-119 犯罪		1-120 刑事事件	1-121 犯罪
1-122 犯罪		1-123 刑事事件	1-124 犯罪
1-125 犯罪		1-126 刑事事件	1-127 犯罪
1-128 犯罪		1-129 刑事事件	1-130 犯罪
1-131 犯罪		1-132 刑事事件	1-133 犯罪
1-134 犯罪		1-135 刑事事件	1-136 犯罪
1-137 犯罪		1-138 刑事事件	1-139 犯罪
1-140 犯罪		1-141 刑事事件	1-142 犯罪
1-143 犯罪		1-144 刑事事件	1-145 犯罪
1-146 犯罪		1-147 刑事事件	1-148 犯罪
1-149 犯罪		1-150 刑事事件	1-151 犯罪
1-152 犯罪		1-153 刑事事件	1-154 犯罪
1-155 犯罪		1-156 刑事事件	1-157 犯罪
1-158 犯罪		1-159 刑事事件	1-160 犯罪
1-161 犯罪		1-162 刑事事件	1-163 犯罪
1-164 犯罪		1-165 刑事事件	1-166 犯罪
1-167 犯罪		1-168 刑事事件	1-169 犯罪
1-170 犯罪		1-171 刑事事件	1-172 犯罪
1-173 犯罪		1-174 刑事事件	1-175 犯罪
1-176 犯罪		1-177 刑事事件	1-178 犯罪
1-179 犯罪		1-180 刑事事件	1-181 犯罪
1-182 犯罪		1-183 刑事事件	1-184 犯罪
1-185 犯罪		1-186 刑事事件	1-187 犯罪
1-188 犯罪		1-189 刑事事件	1-190 犯罪
1-191 犯罪		1-192 刑事事件	1-193 犯罪
1-194 犯罪		1-195 刑事事件	1-196 犯罪
1-197 犯罪		1-198 刑事事件	1-199 犯罪
1-200 犯罪		1-201 刑事事件	1-202 犯罪
1-203 犯罪		1-204 刑事事件	1-205 犯罪
1-206 犯罪		1-207 刑事事件	1-208 犯罪
1-209 犯罪		1-210 刑事事件	1-211 犯罪
1-212 犯罪		1-213 刑事事件	1-214 犯罪
1-215 犯罪		1-216 刑事事件	1-217 犯罪
1-218 犯罪		1-219 刑事事件	1-220 犯罪
1-221 犯罪		1-222 刑事事件	1-223 犯罪
1-224 犯罪		1-225 刑事事件	1-226 犯罪
1-227 犯罪		1-228 刑事事件	1-229 犯罪
1-230 犯罪		1-231 刑事事件	1-232 犯罪
1-233 犯罪		1-234 刑事事件	1-235 犯罪
1-236 犯罪		1-237 刑事事件	1-238 犯罪
1-239 犯罪		1-240 刑事事件	1-241 犯罪
1-242 犯罪		1-243 刑事事件	1-244 犯罪
1-245 犯罪		1-246 刑事事件	1-247 犯罪
1-248 犯罪		1-249 刑事事件	1-250 犯罪
1-251 犯罪		1-252 刑事事件	1-253 犯罪
1-254 犯罪		1-255 刑事事件	1-256 犯罪
1-257 犯罪		1-258 刑事事件	1-259 犯罪
1-260 犯罪		1-261 刑事事件	1-262 犯罪
1-263 犯罪		1-264 刑事事件	1-265 犯罪
1-266 犯罪		1-267 刑事事件	1-268 犯罪
1-269 犯罪		1-270 刑事事件	1-271 犯罪
1-272 犯罪		1-273 刑事事件	1-274 犯罪
1-275 犯罪		1-276 刑事事件	1-277 犯罪
1-278 犯罪		1-279 刑事事件	1-280 犯罪
1-281 犯罪		1-282 刑事事件	1-283 犯罪
1-284 犯罪		1-285 刑事事件	1-286 犯罪
1-287 犯罪		1-288 刑事事件	1-289 犯罪
1-290 犯罪		1-291 刑事事件	1-292 犯罪
1-293 犯罪		1-294 刑事事件	1-295 犯罪
1-296 犯罪		1-297 刑事事件	1-298 犯罪
1-299 犯罪		1-300 刑事事件	1-301 犯罪
1-302 犯罪		1-303 刑事事件	1-304 犯罪
1-305 犯罪		1-306 刑事事件	1-307 犯罪
1-308 犯罪		1-309 刑事事件	1-310 犯罪
1-311 犯罪		1-312 刑事事件	1-313 犯罪
1-314 犯罪		1-315 刑事事件	1-316 犯罪
1-317 犯罪		1-318 刑事事件	1-319 犯罪
1-320 犯罪		1-321 刑事事件	1-322 犯罪
1-323 犯罪		1-324 刑事事件	1-325 犯罪
1-326 犯罪		1-327 刑事事件	1-328 犯罪
1-329 犯罪		1-330 刑事事件	1-331 犯罪
1-332 犯罪		1-333 刑事事件	1-334 犯罪
1-335 犯罪		1-336 刑事事件	1-337 犯罪
1-338 犯罪		1-339 刑事事件	1-340 犯罪
1-341 犯罪		1-342 刑事事件	1-343 犯罪
1-344 犯罪		1-345 刑事事件	1-346 犯罪
1-347 犯罪		1-348 刑事事件	1-349 犯罪
1-350 犯罪		1-351 刑事事件	1-352 犯罪
1-353 犯罪		1-354 刑事事件	1-355 犯罪
1-356 犯罪		1-357 刑事事件	1-358 犯罪
1-359 犯罪		1-360 刑事事件	1-361 犯罪
1-362 犯罪		1-363 刑事事件	1-364 犯罪
1-365 犯罪		1-366 刑事事件	1-367 犯罪
1-368 犯罪		1-369 刑事事件	1-370 犯罪
1-371 犯罪		1-372 刑事事件	1-373 犯罪
1-374 犯罪		1-375 刑事事件	1-376 犯罪
1-377 犯罪		1-378 刑事事件	1-379 犯罪
1-380 犯罪		1-381 刑事事件	1-382 犯罪
1-383 犯罪		1-384 刑事事件	1-385 犯罪
1-386 犯罪		1-387 刑事事件	1-388 犯罪
1-389 犯罪		1-390 刑事事件	1-391 犯罪
1-392 犯罪		1-393 刑事事件	1-394 犯罪
1-395 犯罪		1-396 刑事事件	1-397 犯罪
1-398 犯罪		1-399 刑事事件	1-400 犯罪
1-401 犯罪		1-402 刑事事件	1-403 犯罪
1-404 犯罪		1-405 刑事事件	1-406 犯罪
1-407 犯罪		1-408 刑事事件	1-409 犯罪
1-410 犯罪		1-411 刑事事件	1-412 犯罪
1-413 犯罪		1-414 刑事事件	1-415 犯罪
1-416 犯罪		1-417 刑事事件	1-418 犯罪
1-419 犯罪		1-420 刑事事件	1-421 犯罪
1-422 犯罪		1-423 刑事事件	1-424 犯罪
1-425 犯罪		1-426 刑事事件	1-427 犯罪
1-428 犯罪		1-429 刑事事件	1-430 犯罪
1-431 犯罪		1-432 刑事事件	1-433 犯罪
1-434 犯罪		1-435 刑事事件	1-436 犯罪
1-437 犯罪		1-438 刑事事件	1-439 犯罪
1-440 犯罪		1-441 刑事事件	1-442 犯罪
1-443 犯罪		1-444 刑事事件	1-445 犯罪
1-446 犯罪		1-447 刑事事件	1-448 犯罪
1-449 犯罪		1-450 刑事事件	1-451 犯罪
1-452 犯罪		1-453 刑事事件	1-454 犯罪
1-455 犯罪		1-456 刑事事件	1-457 犯罪
1-458 犯罪		1-459 刑事事件	1-460 犯罪
1-461 犯罪		1-462 刑事事件	1-463 犯罪
1-464 犯罪		1-465 刑事事件	1-466 犯罪
1-467 犯罪		1-468 刑事事件	1-469 犯罪
1-470 犯罪		1-471 刑事事件	1-472 犯罪
1-473 犯罪		1-474 刑事事件	1-475 犯罪
1-476 犯罪		1-477 刑事事件	1-478 犯罪
1-479 犯罪		1-480 刑事事件	1-481 犯罪
1-482 犯罪		1-483 刑事事件	1-484 犯罪
1-485 犯罪		1-486 刑事事件	1-487 犯罪
1-488 犯罪		1-489 刑事事件	1-490 犯罪
1-491 犯罪		1-492 刑事事件	1-493 犯罪
1-494 犯罪		1-495 刑事事件	1-496 犯罪
1-497 犯罪		1-498 刑事事件	1-499 犯罪
1-500 犯罪		1-501 刑事事件	1-502 犯罪
1-503 犯罪		1-504 刑事事件	1-505 犯罪
1-506 犯罪		1-507 刑事事件	1-508 犯罪
1-509 犯罪		1-510 刑事事件	1-511 犯罪
1-512 犯罪		1-513 刑事事件	1-514 犯罪
1-515 犯罪		1-516 刑事事件	1-517 犯罪
1-518 犯罪		1-519 刑事事件	1-520 犯罪
1-521 犯罪		1-522 刑事事件	1-523 犯罪
1-524 犯罪		1-525 刑事事件	1-526 犯罪
1-527 犯罪		1-528 刑事事件	1-529 犯罪
1-530 犯罪		1-531 刑事事件	1-532 犯罪
1-533 犯罪		1-534 刑事事件	1-535 犯罪
1-536 犯罪		1-537 刑事事件	1-538 犯罪
1-539 犯罪		1-540 刑事事件	1-541 犯罪
1-542 犯罪		1-543 刑事事件	1-544 犯罪
1-545 犯罪		1-546 刑事事件	1-547 犯罪
1-548 犯罪		1-549 刑事事件	1-550 犯罪
1-551 犯罪		1-552 刑事事件	1-553 犯罪
1-554 犯罪		1-555 刑事事件	1-556 犯罪
1-557 犯罪		1-558 刑事事件	1-559 犯罪
1-560 犯罪		1-561 刑事事件	1-562 犯罪
1-563 犯罪		1-564 刑事事件	1-565 犯罪
1-566 犯罪		1-567 刑事事件	1-568 犯罪
1-569 犯罪		1-570 刑事事件	1-571 犯罪
1-572 犯罪		1-573 刑事事件	1-574 犯罪
1-575 犯罪		1-576 刑事事件	1-577 犯罪
1-578 犯罪		1-579 刑事事件	1-580 犯罪
1-581 犯罪		1-582 刑事事件	1-583 犯罪
1-584 犯罪		1-585 刑事事件	1-586 犯罪
1-587 犯罪		1-588 刑事事件	1-589 犯罪
1-590 犯罪		1-591 刑事事件	1-592 犯罪
1-593 犯罪		1-594 刑事事件	1-595 犯罪
1-596 犯罪		1-597 刑事事件	1-598 犯罪
1-599 犯罪		1-600 刑事事件	1-601 犯罪
1-602 犯罪		1-603 刑事事件	1-604 犯罪
1-605 犯罪		1-606 刑事事件	1-607 犯罪
1-608 犯罪		1-609 刑事事件	1-610 犯罪
1-611 犯罪		1-612 刑事事件	1-613 犯罪
1-614 犯罪		1-615 刑事事件	1-616 犯罪
1-617 犯罪		1-618 刑事事件	1-619 犯罪
1-620 犯罪		1-621 刑事事件	1-622 犯罪
1-623 犯罪		1-624 刑事事件	1-625 犯罪
1-626 犯罪		1-627 刑事事件	1-628 犯罪
1-629 犯罪		1-630 刑事事件	1-631 犯罪
1-632 犯罪		1-633 刑事事件	1-634 犯罪
1-635 犯罪		1-636 刑事事件	1-637 犯罪
1-638 犯罪		1-639 刑事事件	1-640 犯罪
1-641 犯罪		1-642 刑事事件	1-643 犯罪
1-644 犯罪		1-645 刑事事件	1-646 犯罪
1-647 犯罪		1-648 刑事事件	1-649 犯罪
1-650 犯罪		1-651 刑事事件	1-652 犯罪
1-653 犯罪		1-654 刑事事件	1-655 犯罪
1-656 犯罪		1-657 刑事事件	1-658 犯罪
1-659 犯罪		1-660 刑事事件	1-661 犯罪
1-662 犯罪		1-663 刑事事件	1-664 犯罪
1-665 犯罪		1-666 刑事事件	1-667 犯罪
1-668 犯罪		1-669 刑事事件	1-670 犯罪
1-671 犯罪		1-672 刑事事件	1-673 犯罪
1-674 犯罪		1-675 刑事事件	1-676 犯罪
1-677 犯罪		1-678 刑事事件	1-679 犯罪
1-680 犯罪		1-681 刑事事件	1-682 犯罪
1-683 犯罪		1-684 刑事事件	1-685 犯罪
1-686 犯罪		1-687 刑事事件	1-688 犯罪
1-689 犯罪		1-690 刑事事件	1-691 犯罪
1-692 犯罪		1-693 刑事事件	1-694 犯罪
1-695 犯罪		1-696 刑事事件	1-697 犯罪
1-698 犯罪		1-699 刑事事件	1-700 犯罪
1-701 犯罪</			

② 恩数事項通知による処理

恩赦があった場合、その種類によって、①刑が消滅する場合、②刑種消滅法によるが名簿を閉鎖する場合、③名簿に追記するに留める場合の三つに分類されるため、この項において、次により、恩赦の概要を述べることとする。

恩赦とは

刑罰は、国民生活の安全を確保するうえで必要不可欠のものであるが、種々の事象の変化に伴って刑罰自体が適応しなくなったり、その目的の範囲を逸脱するに至った場合には、刑罰又はその効果を消滅もしくは軽減させることが必要となるが、その不合理な刑罰からの救済及びより合理的な刑罰の実現を図ろうとするのが恩赦の制度である。

恩赦の種類

恩赦は、その方法、対象、範囲の面からみて、政令で一定の要件を定めて不特定多数の者に一律に行われる一般恩赦(政令恩赦)と、犯罪の動機等により隨時特定の者に対して行われる個別恩赦に分類され、その効果の面からみて、実赦、特赦、減刑、刑の執行の免除、復権の五つに分類される。

魔杖の効果

大赦 (一般恩赦)

政令で罪の種類を定めて行われる恩赦で、当該の罪につき有罪の言渡しを受けた者についてはその言渡しは効力を失い、まだ言渡しを受けていない者については公訴権が消滅する。(恩赦法2条、3条)

9 特赦（個別恩赦）

有罪の言渡しを受けた特定人に対して行われる恩赦で、有罪の言渡しはその效力を失う。（恩赦法4条、5条、12条）

● 減刑（一般恩赦・個別恩赦）

刑の言渡しを受けた者に対し、政令で罪又は刑の種類を定めて一般恩赦として行う場合と、個別恩赦として特定人からの上申に基づき行う場合がある。これにより、刑を軽減し、もしくは執行猶予期間を短縮されることがある。（恩赦法6、7条）

● 刑の執行の免除（個別恩赦）

刑の言渡しを受けた特定人に対して行われる恩赦で、刑の執行の免除を受ける。ただし、執行猶予中の者は刑の執行の免除を受けることができない。（恩赦法8条）

● 復権（一般恩赦・個別恩赦）

有罪の言渡しを受けたため、法令の定めるところにより資格を喪失し又は停止された者に対し、一般恩赦又は個別恩赦として行われるもので、これには、喪失又は停止されていた資格のすべてが回復する全面復権と、特定の資格（例えば、選挙権、被選挙権）のみを回復させる制限復権がある。（恩赦法9、10条）

恩赦の効力発生の日

- 一般恩赦 ⇒ 政令が公布された日
- 個別恩赦 ⇒ 天皇の認証があった日

恩赦による刑の消滅、名簿の閉鎖、名簿の追記

● 刑が消滅する場合 ⇒ 大赦、特赦

大赦及び特赦は有罪の言渡しのものが効力を失うため刑は消滅する。よって名簿は閉鎖する。

● 刑は消滅しないが名簿を閉鎖する場合 ⇒ 全面復権

復権は、失われた資格を回復はさせるが、刑そのものは消滅しない。ただし、全面復権の場合は、犯罪人名簿の存在意義を失うため、名簿は閉鎖する。

● 名簿に追記するに留める場合 ⇒ 減刑、刑の執行の免除、制限復権

減刑及び刑の執行の免除は刑そのものが消滅しないし、制限復権は一部の資格の回復にすぎないため、ともに名簿は閉鎖せず、その旨を名簿に追記するに留める。

以上が恩赦の概要であるが、地方検察庁から恩赦事項通知があった場合は、以下の処理を行う。

(ア) 文書処理簿への登載

通知をうけたら、直ちに文書処理簿に登載する。

（4ページ「①文書処理簿への登載」の項参照）

(イ) チェック欄の設置

名簿追記等の処理漏れ防止のためのチェック欄を通知書の余白にゴム印等により設けるとよいであろう。（4ページ「②チェック欄の設置」の項参照）

(ウ) 戸籍・名簿との照合

通知書に記載されている本籍・氏名・生年月日を戸籍と照合し、犯歴内容を名簿と照合する。

⇒ 相違がある場合は、通知書を訂正し、訂正後の通知書の写しを添付のうえ、様式(1)により、地方検察庁へ通知する。

⇒ 転籍等により既に本籍が異動しており、それが転属通知漏れである場合は、地方検察庁へ様式(1)により通知するとともに、新本籍地へは、名簿の写しと本通知書を添付のうえ、様式(3)により通知する（35ページ「①他市区町村へ転属した場合」の項参照）。文書処理簿へはその旨を記載する。

(エ) 名簿への追記、閉鎖

- 刑が消滅する場合(大赦・特赦)及び全面復権する場合
その旨を名簿に追記し、名簿を閉鎖のうえ除去簿に編綴する。
- 刑が消滅しない場合(減刑、刑の執行の免除)及び制限復権する場合
名簿の恩赦事項欄に恩赦事項を記載するにとどめる。

(オ) 選挙管理委員会への通知

既決犯罪通知の処理において、公選通知をしたものについては、恩赦事項通知の写しを添付のうえ、様式(2)により住所地の選挙管理委員会へ通知をし、その旨を名簿の「その他」欄に記載する。

戸籍附票の住所が職権消除又は海外転出している場合は、その後、住所設定、未届転入、国外からの転入があった場合に、改めて住所地の選挙管理委員会へ通知しなければならないので注意すること。(5ページ「④選挙管理委員会への通知」の項参照)

(カ) 通知書の供覧及び保管

所要の処理を終えれば、通知書はまとめて(例えば月ごとに)供覧に付し、供覧を終えた通知書は民刑事事項通知書綴に編綴し保管する。

(キ) 名簿の記載要領

恩赦事項通知書の①恩赦事項欄の区分(1~9)により恩赦の種類を特定し、その種類によって、それぞれ②恩赦の日、③政令年次、④番号、⑤減輕刑名、⑥減輕刑期金額、⑦短縮執行猶予期間の各欄の記載をもとに、名簿の恩赦事項欄に次の要領で記載する。

● 大赦(区分1) ~政令~

「平成00年政令第00号大赦令により平成00年00月00日赦免、平成00年00月00日通受」と記載し、名簿を閉鎖する。なお、他に消滅しない刑がある場合は閉鎖しない。

● 特赦(区分2) ~個別~

「平成00年00月00日特赦令により赦免、平成00年00月00日通受」と記載し名簿を閉鎖する。なお、他に消滅しない刑がある場合は閉鎖しない。

● 政令減刑(区分3)

「平成00年政令第00号減刑令により平成00年00月00日懲役2年を1年6月に変更、平成00年00月00日通受」と記載する。

● 個別減刑(区分4)

「平成00年00月00日減刑令により執行猶予期間3年を1年6月に短縮、平成00年00月00日通受」と記載する。

● 政令復権(区分5) ~全面復権~

「平成00年政令第00号復権令により平成00年00月00日復権、平成00年00月00日通受」と記載し、名簿を閉鎖する。なお、他に消滅していない刑がある場合は閉鎖しない。

● 政令特定資格復権(区分6) ~制限復権~

「平成00年政令第00号復権令により平成00年00月00日0000000につき復権、平成00年00月00日通受」と記載する。

● 個別復権(区分7) ~全面復権~

「平成00年00月00日復権令により復権、平成00年00月00日通受」と記載し、名簿を閉鎖する。なお、他に消滅していない刑がある場合は閉鎖しない。

● 個別特定資格復権(区分8) ~制限復権~

「平成00年00月00日復権令により000000につき復権、平成00年00月00日通受」と記載する。

◆ 罰の執行免除(区分9) ~個別~

「平成00年00月00日刑の執行免除令により懲役1年の執行を免除、平成00年00月00日通受」と記載する。

なお、犯行時少年であった場合には、これにより刑の言渡しを受けなかったものとみなされるため(少年法60条1項)、「少年法60条1項により資格を回復」と記載のうえ、名簿を閉鎖する。(46~48ページ「少年に関する取扱いについて」の項参照)

【名簿記載例】～恩故事項通知～

【恩赦事項通知書】

③ 刑の分離決定通知による処理

刑の分離とは、併合罪の関係にある複数の罪について1個の刑が言い渡され、その後、一部の罪について大赦があった場合、大赦に係る罪を分離し、大赦にならない罪について、新たに刑の言渡しを行うものである。大赦に係る罪につき刑の分離決定通知があつた場合は、次により処理をする。

(ア) 文書処理簿への登載

通知を受けたら、直ちに文書処理簿に登載する。

(4ページ「①文書処理簿への登載」の項参照)

(イ) チェック欄の設置

名簿の追記等の処理漏れ防止のためのチェック欄を通知書の余白にゴム印等により設けるとよいであろう。(4ページ「②チェック欄の設置」の項参照)

(ウ) 戸籍・名簿との照合

通知書に記載されている本籍、氏名、生年月日、犯歴内容を戸籍、名簿と照合する。

⇒ 相違がある場合は、通知書を訂正し、訂正後の通知書の写しを添付し、様式(1)により、地方検察庁へ通知する。

⇒ 転籍等により本籍が異動しており、それが転属通知漏れである場合は、地方検察庁へ様式(1)により通知する。新本籍地へは、名簿の写しと本通知書を添付のうえ様式(3)により通知する(35ページ「①他市区町村へ転属した場合」の項参照)。文書処理簿へはその旨を記載する。

(エ) 名簿への追記

刑の分離決定の日、確定の日、罪名、刑名刑期(金額)、恩赦事項を記載し、どの罪について刑の分離決定、大赦があつたかを記載する。

(オ) 選挙管理委員会への通知

刑の分離決定により刑期の変更を伴うことになるため、既決犯罪通知の処理において、公選通知をしたものについては、刑の分離決定通知書の写しを添付のうえ、様式(2)により住所地の選挙管理委員会へ通知をし、その旨を名簿のその他欄に記載する。

戸籍附票の住所が職権消除又は海外転出している場合は、その後、住所設定、未届転入、国外からの転入があった場合に、改めて住所地の選挙管理委員会へ通知しなければならないので注意すること。(5ページ「④選挙管理委員会への通知」の項参照)

(カ) 通知書の供覧及び保管

所要の処理を終えれば、通知書はまとめて(例えば月ごとに)供覧に付し、供覧を終えた通知書は民刑事項関係通知書類に編綴し保管する。

④ 刑の時効完成通知による処理

刑の時効期間は、有罪の裁判の確定後、死刑は30年、無期懲役(禁錮)は20年、10年以上の懲役(禁錮)は15年、3年以上の懲役(禁錮)は10年、3年未満の懲役(禁錮)は5年、罰金は3年、拘留・科料は1年であり、この期間刑の執行を受けないことにより刑の時効が完成する(刑法32条)。時効完成の日は、時効期間満了日の翌日であり、この日から刑の消滅期間等が起算される。この時効完成通知があつた場合は、次により処理する。

(ア) 文書処理簿への登載

通知を受けたら、直ちに文書処理簿に登載する。

(4ページ「①文書処理簿への登載」の項参照)

(イ) チェック欄の設置

名簿の追記等の処理漏れ防止のためのチェック欄を通知書の余白にゴム印等により設けることとする。（4ページ「②チェック欄の設置」の項参照）

(ウ) 戸籍・名簿との照合

通知書に記載されている本籍・氏名・生年月日・犯歴内容を戸籍・名簿と照合する。

⇒ 相違がある場合は、通知書を訂正し、訂正後の通知書の写しを添付のうえ、様式(1)により、地方検察庁へ通知する。

⇒ 転籍等により既に本籍が異動しており、それが転属通知漏れである場合は、地方検察庁へ様式(1)により通知するとともに、新本籍地へは、名簿の写しと本通知書を添付のうえ、様式(3)により通知する(35ページ「①他市区町村への通知」の項参照)。文書処理簿へはその旨を記載する。

(エ) 名簿への追記

名簿の「その他」欄に、「平成00年00月00日刑の時效完成、平成00年00月00日通受」と記載する。

なお、犯行時少年であった場合には、これにより刑の言渡しを受けなかったものとみなされるため（少年法60条1項）、「少年法60条1項により資格を回復」と記載のうえ、名簿を閉鎖する。（46～48ページ「第5. 少年に関する取扱いについて」の項参照）

(才) 選舉管理委員会への通知

既決犯罪通知の処理において、公選通知をしたものについては、刑の時効完成通知書の写しを添付のうえ、様式(2)により住所地の選挙管理委員会へ通知をし、その旨を名簿の「その他」欄に記載する。

戸籍附票の住所が職権消除又は海外転出している場合は、その後、住所設定、未届転入、国外からの転入があった場合に、改めて住所地の選挙管理委員会へ通知しなければならないので注意すること。（5ページ「④選挙管理委員会への通知」の項参照）

(カ) 通知書の供覧及び保管

所要の処理を終えれば、通知書はまとめて（例えば月ごとに）供覧に付し、供覧を終えた通知書は民刑関係通知書綴に纏綴し保管する。

【名簿記載例】 ~刑の時効完成通知~

【刑の時効完成通知書】

⑤ 再審結果通知による処理

再審の審判によりなされた裁判が確定した場合、再審前の確定裁判(原判決)は当然にその効力を失うことになるので、既に行った既決犯罪通知を撤回し、新たに再審の裁判の結果を通知する趣旨で再審結果通知がなされる。この通知があった場合、次により処理する。

(ア) 文書処理簿への登載

通知を受けたら、直ちに文書処理簿に登載する。

(4ページ「①文書処理簿への登載」の項参照)

(イ) チェック欄の設置

名簿の追記等の処理漏れ防止のためのチェック欄を通知書の余白にゴム印等により設けるとよいであろう。(4ページ「②チェック欄の設置」の項参照)

(立) 百筆・名筆との照合

通知書に記載されている本籍・氏名・生年月日・犯歴内容を百籍・名簿と照合する

⇒ 相違がある場合は、通知書を訂正し、訂正後の通知書の写しを添付のうえ、様式(1)により、地方検察庁へ通知する

⇒ 転籍等により本籍が異動しており、それが転属通知漏れである場合は、地方検察庁へ様式(1)により通知するとともに、新本籍地へは、名簿の写しと本通知書を添付のうえ、様式(3)により通知する(35ページ「①他市区町村へ転属した場合」の項参照)。文書処理簿へはその旨を記載する。

(エ) 名簿への追記

名簿には、再審の裁判について新たに行を起こして犯歴事項を登載したうえ、その他欄に「○欄目の犯歴の再審結果」と記載し、原判決による犯歴の記載を斜線で

抹消し、「その他」欄に「再審の裁判の確定により抹消」と記載する。

(オ) 選挙管理委員会への通知

既決犯罪通知の処理において、公選通知をしたもの、又は、通知しなかったが、「再審結果通知」で、再審の結果、禁錮以上の実刑又は公職選挙法違反による罰金以上刑が確定したものについては、再審結果通知書の写しを添付のうえ、様式(2)により住所地の選挙管理委員会へ通知をし、その旨を名簿の「その他」欄に記載する。

戸籍附票の住所が職権消除又は海外転出している場合は、その後、住所設定、未届転入、国外からの転入があった場合に、改めて住所地の選挙管理委員会へ通知しなければならないので注意すること。（5ページ「④選挙管理委員会への通知」の項参照）

(カ) 通知書の供覧及び保管

所要の処理を終えれば、通知書はまとめて（例えば月ごとに）供覧に付し、供覧を終えた通知書は民刑事事項関係通知書綴に纏綴し保管する。

⑥ 非常上告結果通知による処理

非常上告とは、再審が、原判決が事実誤認であるとして行われるのに対して、法令違反を理由として行われるもので、これにより原判決が破棄された場合には非常上告結果通知がなされる。これに伴う事務処理は、再審結果通知の場合と同様に行う。

⑦ 既決犯罪通知撤回通知による処理

上訴権又は正式裁判請求権の回復請求を認める決定が確定すると、上訴の申立て又は正式裁判の申立てが有効となり、原裁判は確定しないことになるので、原裁判について既に既決犯罪通知が行われている場合には、これを撤回する必要があるため、既決犯罪通知撤回通知がなされる。

この通知があった場合、既決犯罪通知において公選通知したものについては、この通知の写しを添付したうえ、様式(2)により公選通知するとともに、犯罪人名簿については、当該犯歴1犯のみが登載されている場合は、「その他」欄に事由を記載したうえ、犯歴を斜線で引いて抹消し、名簿を閉鎖する。2犯以上が登載されている場合は、当該犯歴を斜線で引いて抹消したうえ、その備考欄に抹消事由（通知書記載の撤回事由）を付記する。

⑧ 財産刑執行終了通知による処理

財産刑の執行終了とは、現金・証券・印紙による納付、労役場留置の執行、強制執行による配当金の受領のほか、仮出場（労役場留置の満了日前に情状により釈放を許すもので、釈放の日をもって刑の執行が終了したものとして取り扱われている）による刑の執行終了の場合も含むものである。この場合、刑執行終了の日とは、現金等納付の場合は完納の日、労役場留置の場合は執行終了の日、仮出場の場合は釈放の日である。これにより、財産刑執行終了通知があった場合は、次により処理する。

(ア) 文書処理簿への登載

通知を受けたら、直ちに文書処理簿に登載する。

（4ページ「①文書処理簿への登載」の項参照）

(イ) チェック欄の設置

名簿の追記等の処理漏れ防止のためのチェック欄を通知書の余白にゴム印等により設けるとよいであろう。（4ページ「②チェック欄の設置」の項参照）

(ウ) 戸籍・名簿との照合

通知書に記載されている本籍・氏名・生年月日・犯歴内容を戸籍・名簿と照合する。

⇒ 相違がある場合は、通知書を訂正し、訂正後の通知書の写しを添付のうえ、様式(1)により、地方検察庁へ通知する。

⇒ 転籍等により本籍が異動しており、それが転属通知漏れである場合は、地方検察庁へ、様式(1)により通知するとともに、新本籍地へは、名簿の写しと本通知書を添付のうえ、様式(3)により通知する(35ページ「①他市区町村へ転属した場合」の項参照)。文書処理簿へはその旨を記載する。

(エ) 名簿への追記

刑終了の日及び通受年月日を記載し、「完納」か「刑終了」かのいずれかを○で囲む。

（オ）選挙管理委員会への通知

公職選挙法第11条3項の規定による財産刑の場合には、住所地の選挙管理委員会へ、通知書の写しを添付のうえ、様式(2)により通知し、通知書の備考欄及び名簿の「その他」欄に通知年月日及び通知先を記載する。

なお、戸籍附票の住所が職権消除又は海外転出している場合は、その後、住所設定、未届転入、国外からの転入があった場合に、改めて住所地の選挙管理委員会へ通知しなければならないので注意すること。(5ページ「④選挙管理委員会への通知」の項参照)

（カ）通知書の供覧及び保管

所要の処理を終えれば、通知書はまとめて（例えば月ごとに）供覧に付し、供覧を終えた通知書は民刑事項関係通知書類に編綴し保管する。

【名簿記載例】～財産刑執行終了通知～

【財産刑執行終了通知書】

固有コード	固有番号	氏名コード	氏名番号	登録コード
2021/01/01 大阪六郎 0000000000000000				
財産刑執行終了通知書 (甲)				
施設名: 平成心効		年月日		
大阪府大阪市北区中之島1丁目1番地		新規登録		
氏名: 大阪六郎		生年月日: 1950年01月20日	性別: 男	
本籍: 大阪市北区中之島1丁目1番地				
登録日	登録番号	登録コード	大阪簡易	
罪名: 業務上過失傷害				
罪名	03 賄賂 05 勝利 03	金額	10000	登録コード
登録番号	登録コード			
<small>(注) 1. 計算結果、登録欄の値において入力する手順は下記のとおりである。</small> <small>2. 計算、改訂に際する手順。(1: 増 2: 減 3: 初)</small>				
取扱				

【仮釈放期間満了通知】

① 仮釈放期間満了通知による処理

仮釈放とは、仮出獄と仮出場をあわせた呼称である。

仮出獄とは、禁錮以上の実刑に処せられ矯正機関に収容された者につき、有期刑についてはその刑期の3分の1を、無期刑については10年を経過した後、改悛の情があると認めたときに、一定の条件をつけて、刑期に先立ち施設から仮に出獄させ、その後、釈放期間（残余刑期期間）を一定条件に違反することなく無事満了したときに、自由刑の執行を終了したこととする刑事政策的処分をいう。

仮出場とは、1日以上30日未満の拘留という自由刑を受けた者、又は罰金・科料の刑を受けてこれを完納することができないため、これに換えて労役場の留置を受けている者に対し、情状によって仮に出場を許す場合をいう。

なお、仮釈放中は保護観察に付される。保護観察とは、矯正施設に収容せず、犯罪者の自発的な改善・更生を図る処分で、これには、刑の執行猶予のように収容処分なしにはじめから保護観察を行う場合と、このように、いったん収容処分をしたうえで仮に釈放して保護観察する場合がある。保護観察を実施するのは、各都道府県に置かれた保護観察所である。

仮釈放期間を満了したとき、自由刑の執行が終了するため、保護観察所から保護観察期間満了通知がなされる。よって、この通知があったときは、次の処理をする。

(ア) 文書処理簿への登載

通知を受けたら、直ちに文書処理簿に登載する。

(4ページ「①文書処理簿への登載」の項参照)

(イ) チェック欄の設置

名簿の追記等の処理漏れ防止のためのチェック欄を通知書の余白にゴム印等に

り設けるとよいであろう。（4ページ「②チェック欄の設置」の項参照）

(ウ) 戸籍・名簿との照合

通知書に記載されている本籍・氏名・生年月日・犯歴内容を戸籍・名簿と照合する

⇒ 相違がある場合は、通知書を訂正し、訂正後の通知書の写しを添付のうえ、様式(1)により地方検察庁へ通知する。

⇒ 転籍等により本籍が異動しており、それが転属通知漏れである場合は、地方検察庁へ、様式(1)により通知するとともに、新本籍地へは、名簿の写しと本通知書を添付のうえ、様式(3)により通知する(35ページ「①他市区町村へ転属した場合」の項参照)。文書処理簿へはその旨を記載する。

(エ) 名簿への追記

名簿の所定欄に、仮釈放期間満了の日、通受年月日を記載する

なお、犯行時少年であった場合には、これにより刑の言渡しを受けなかったものとみなされるため(少年法60条1項)、「少年法60条1項により資格を回復」と記載のうえ、名簿を閉鎖する。(46~48ページ「第5. 少年に関する取扱いについて」の項参照)

(才) 選挙管理委員会への通知

住所地の選挙管理委員会へ、通知書の写しを添付のうえ、様式(2)により通知をし、その旨を名簿の「その他」欄に記載する。

なお、戸籍附票の住所が職権消除又は海外転出している場合は、その後、住所設定、未届転入、国外からの転入があった場合に、改めて住所地の選挙管理委員会へ通知しなければならないので注意すること。（5ページ「④選挙管理委員会への通知」の項参照）

(カ) 通知書の供覧及び保管

所要の処理を終えれば、通知書はまとめて（例えば月ごとに）供覧に付し、供覧を終えた通知書は民刑事項関係通知書綴に編綴し保管する。

【名簿記載例】～仮釈放期間満了通知～

【仮釈放期間満了通知書】

仮釈放期間満了通知書			
平成11年2月26日			
大阪市北市○町村長殿			
大阪保護観察所長 ○○○○ 印			
下記の者の仮釈放期間が満了したので通知する。			
氏名 年齢	大阪七郎 大・四〇 16年8月24日生		
本籍	大阪市北区中之島1丁目1番地		
住所	大阪市西成区岸里1丁目1番1号		
罪名	窃盜	刑名	監禁ノ年月 確定日 繫日
言渡し 裁判所	大阪地方裁判所 支部	言渡の日 確定の日	平成11年9月6日 平成11年9月20日
仮釈放施設	大阪刑務所	仮釈放の日	平成11年12月1日
仮釈放期間 満了の日	平成11年2月20日		
参考			

② 仮退院期間満了通知による処理

仮退院とは、売春防止法第5条の罪を犯した満20歳以上の女子で、懲役又は禁錮についてその執行を猶予され、6ヶ月の補導処分に付されて婦人補導院に収容された者が、地方更生保護委員会の許可により仮に退院することをいう。仮退院中は保護観察に付され、仮退院期間を無事満了したときは、刑の執行猶予期間が経過したものとみなされ、保護観察所から仮退院満了通知がなされる。ただし、この通知は仮釈放期間満了通知書をもってなされる。なお、刑の執行猶予期間が経過したものとみなされるということは、刑が消滅することになるので注意すること(31ページ「【5】名簿の閉鎖又は修正」及び39ページ「第4. 刑の消滅について」の項参照)。この通知があったときは、次により処理する。

(ア) 文書処理簿への登載

通知を受けたら、直ちに文書処理簿に登載する。

(4ページ「①文書処理簿への登載」の項参照)

(イ) チェック欄の設置

名簿の追記等の処理漏れ防止のためのチェック欄を通知書の余白にゴム印等により設けるとよいであろう。(4ページ「②チェック欄の設置」の項参照)

(ウ) 戸籍・名簿との照合

通知書に記載されている本籍・氏名・生年月日・犯歴内容を戸籍・名簿と照合する
⇒ 相違がある場合は、通知書を訂正し、訂正後の通知書の写しを添付のうえ、様式

(1)により、地方検察庁へ通知する。

⇒ 転籍等により本籍が異動しており、それが転属通知漏れである場合は、地方検察庁へ、様式(1)により通知するとともに、新本籍地へは、名簿の写しと本通知書を添付のうえ、様式(3)により通知する（35ページ「①他市区町村へ転属した場合」の項参照）。文書処理簿へはその旨を記載する。

（エ）名簿への追記

名簿の「その他」欄に、仮退院期間満了の日及び通受年月日を記載したうえ、「仮退院期間満了により刑の執行猶予期間が経過したものとみなされる」と付記する。

なお、このことにより刑が消滅することとなるので、このあと、「刑の消滅の照会」を行い、その回答により名簿を閉鎖することとなる。(31ページ「(1)刑が消滅した場合」の項参照)

（才） 選挙管理委員会への通知

公職選挙法第11条3項の規定には該当しないので、選挙管理委員会への通知は不要。

（カ） 通知書の供覧及び保管

所要の処理を終えれば、通知書はまとめて（例えば月ごとに）供覧に付し、供覧を終えた通知書は民刑事項関係通知書綴に編綴し保管する。

【名簿記載例】～仮退院期間満了通知～

【仮退院期間満了通知書】（「仮釈放期間満了通知書」によって通知される）

仮釈放期間満了通知書	
平成 10年 2月 27日	
大阪市北市長 〇〇〇〇〇〇	
保護観察所長 〇〇〇〇〇〇	
下記の者の仮釈放期間が満了したので通知する。	
氏名 年齢	大阪花子 大昭40年7月20日生
本籍	大阪市北区中之島1丁目/番地
住所	大阪市西成区岸里1丁目1番1号
罪名	危険防止法違反
言渡し 裁判所	大阪地方裁判所 支部
仮釈放施設	大阪婦人補導院
仮釈放期間 満了の日	平成10年2月27日
参考	

③ 自由刑執行終了通知による処理

自由刑とは、受刑者の身体の自由を剥奪（拘禁）することを内容とする刑罰で、これには、労働の強制を伴う懲役と、労働の強制を伴わず、受刑者の請願により労働に従事する禁錮がある。さらに、最も軽い自由刑として30日未満拘留場に拘置される拘置がある。

これらの自由刑のうち、懲役もしくは禁錮の刑の執行が終了した場合又は補導処分（懲役又は禁錮刑の執行を猶予されて婦人補導院に収容されること）の執行が終了した場合には、刑務所、拘置所、婦人補導院等の矯正機関の長から自由刑執行終了通知がなされる。ただし、このうち補導処分の執行終了の場合には、これにより刑の執行猶予期間が経過したものとみなされるため、すなわち、このことにより刑が消滅することになるので注意すること（31ページ「(1)刑が消滅した場合」の項参照）。

この通知があったときは、次により処理をする。

(ア) 文書処理簿への登載

通知を受けたら、直ちに文書処理簿に登載する。

(4ページ「①文書処理簿への登載」の項参照)

(イ) チェック欄の設置

名簿の追記等の処理漏れ防止のためのチェック欄を通知書の余白にゴム印等により設けるとよいであろう。（4ページ「②チェック欄の設置」の項参照）

(ウ) 戸籍・名簿との照合

通知書に記載されている本籍・氏名・生年月日・犯歴内容を戸籍・名簿と照合する。

⇒ 相違がある場合は、通知書を訂正し、訂正後の通知書の写しを添付のうえ、様式(1)により、地方検察庁へ通知する。

⇒ 転籍等により本籍が異動しており、それが転属通知漏れである場合は、地方検察庁へ、様式(1)により通知するとともに、新本籍地へは、名簿の写しと本通知書を添付のうえ、様式(3)により通知する(35ページ「①他市区町村へ転属した場合」の項参照)。文書処理簿へはその旨を通知する。

(エ) 名簿への追記

名簿の所定欄に、刑終了の日、通受年月日を記載する。

なお、婦人補導院長からの補導処分の執行終了の通知の場合には、名簿の「その他」欄に「補導処分の執行終了により刑の執行猶予期間が経過したとみなされる」と付記する。また、これにより刑が消滅することとなるので、このあと、「刑の消滅の照会」を行い、消滅の旨の回答を得たうえで、名簿を閉鎖することとなる。(31ページ「(1)刑が消滅した場合」の項参照)

(オ) 選挙管理委員会への通知

既決犯罪通知の処理において、公選通知をしたものについては、通知書の写しを添付のうえ、様式(2)により住所地の選挙管理委員会へ通知をし、その旨を名簿の「その他」欄に記載する。

なお、戸籍附票の住所が職権消除又は海外転出している場合は、その後、住所設定、未届転入、国外からの転入があった場合に、改めて住所地の選挙管理委員会へ通知しなければならないので注意すること。(5ページ「④選挙管理委員会への通知」の項参照)

(カ) 通知書の供覧及び保管

所要の処理を終えれば、通知書はまとめて(例えば月ごとに)供覧に付し、供覧を終えた通知書は民刑事項関係通知書類に編綴し保管する。

【名簿記載例】 ~自由刑執行終了通知~

平成 年 月 日 期 間 届 け 受 取 了 放 送	平成 年 月 日 通 送 受 完 刑 終 了 放 送	平成 年 月 日 期 間 届 け 受 取 了 放 送	平成 年 月 日 期 間 届 け 受 取 了 放 送	平成 年 月 日 期 間 届 け 受 取 了 放 送	平成 年 月 日 期 間 届 け 受 取 了 放 送	平成 年 月 日 期 間 届 け 受 取 了 放 送	平成 年 月 日 期 間 届 け 受 取 了 放 送	平成 年 月 日 期 間 届 け 受 取 了 放 送	平成 年 月 日 期 間 届 け 受 取 了 放 送	平成 年 月 日 期 間 届 け 受 取 了 放 送	裁判・確定・刑終・完納の日	大阪市北区中之島1丁目1番地		
支 部	檢 察 所	地 方	支 部	檢 察 所	地 方	支 部	檢 察 所	地 方	支 部	檢 察 所	地 方	裁判所名		
												取 締 審 理 事 會	罪 名	
法定 未決 未決判 留日數	懲 役 禁 錮 罰 金 年 月 日 期 間 届 け 受 取 了 放 送	生 年 月 日	氏 名	罪 頭 者 名										
												昭和 年 月 日	大 阪 八 郎	大 阪 八 郎
												平成 年 月 日		

【自由刑執行終了通知書】

自由刑執行終了通知書

平成 12 年 2 月 27 日

大阪市北区町村長殿

大阪 刑務所 (支所) 長
拘置所 (支所) 長
婦人補導院長

印

下記の者について刑(補導処分)の執行終了したので通知する。

氏名	大阪八郎	生年月日	大・昭 57 年 9 月 21 日生
本籍	大阪市北区中之島1丁目1番地		
苦済裁判所	大阪地方裁判所	支部	刑名・刑期
裁判の日	平成 12 年 1 月 19 日	執行猶予	年間
確定の日	平成 12 年 2 月 5 日	刑(補導処分)の始期	平成 12 年 2 月 5 日
罪名	着せ、前取締海上及	刑(補導処分)終了日	平成 12 年 1 月 30 日
刑(補導処分)の執行経過			
参考事項			

④ 不定期刑執行終了決定通知による処理

不定期刑とは、自由刑の刑期を裁判において具体的に確定せず、一定の長期（最高限）及び短期（最低限）を定めて言い渡し、その後、刑の執行の段階で、その成績をみたうえで釈放の時期を決定する制度である。

ただ、現行の日本刑事裁判は、成人犯に対してはすべて定期刑の言渡しをしており、例外として、少年（20歳未満の者）に対してのみ不定期刑の言渡し制度が規定されている（少年法52条）。

この少年法52条の規定により不定期刑の言渡しを受けた者が仮出獄した場合において、その刑の短期が経過した場合に、保護観察中の成績により相当と認めるときは、保護観察所の長の申請により地方更生保護委員会は刑の執行を受け終わったものとする決定をすることができる。この決定があった場合、不定期刑執行終了決定通知がなされる。

この通知があった場合、次により処理する。

（ア） 文書処理簿への登載

通知を受けたら、直ちに文書処理簿に登載する。

（4ページ「①文書処理簿への登載」の項参照）

（イ） チェック欄の設置

名簿の追記等の処理漏れ防止のためのチェック欄を通知書の余白にゴム印等により設けるとよいであろう。（4ページ「②チェック欄の設置」の項参照）

（ウ） 戸籍・名簿との照合

通知書に記載されている本籍・氏名・生年月日・犯歴内容を戸籍・名簿と照合する。

⇒ 相違がある場合は、通知書を訂正し、訂正後の通知書の写しを添付のうえ、様式（1）により、地方検察庁へ通知する。

⇒ 転籍等により本籍が異動しており、それが転属通知漏れである場合は、地方検察庁へ、様式（1）により通知するとともに、新本籍地へは、名簿の写しと本通知書を添付のうえ、様式（3）により通知する（35ページ「①他市区町村へ転属した場合」の項参照）。文書処理簿へはその旨を記載する。

（エ） 名簿への追記

名簿の「その他」欄に、不定期刑執行終了決定日、その効力発生日及び通受年月日を記載する

なお、不定期刑の言渡しは犯行時少年であった者に限定されるため、この執行終了により刑の言渡しを受けなかったものとみなされる（少年法60条1項）。よって、「少年法60条1項により資格を回復」と記載のうえ、名簿を閉鎖する。（46～48ページ「第5. 少年に関する取扱いについて」の項参照）

（オ） 選挙管理委員会への通知

住所地の選挙管理委員会へ、通知書の写しを添付のうえ、様式（2）により通知をし、その旨を名簿の「その他」欄に記載する。

なお、戸籍附票の住所が職権消除又は海外転出している場合は、その後、住所設定未届転入、国外からの転入があった場合に、改めて住所地の選挙管理委員会へ通知しなければならないので注意すること。（5ページ「④選挙管理委員会への通知」の項参照）

（カ） 通知書の供覧及び保管

所要の処理を終えれば、通知書はまとめて（例えば月ごとに）供覧に付し、供覧を終えた通知書は民刑関係通知書類に編綴し保管する。

【名簿記載例】 ~不定期刑執行終了決定通知~

【不定期刑執行終了決定通知書】

不定期刑執行終了決定通知書

平成廿八年乙月二十日

大阪市北 市区町村長殿

大阪地方更生委員会 印

氏名	大阪九郎			
生年月日	昭和 52 年 5 月 10 日			
本籍	大阪市北区中三島 1 丁目 1 番地			
住所	大阪市西成区岸里 1 丁目 1 番 18 号			
罪名	窃盜			
刑期額	懲役	2 年 6 月以上	懲役(禁錮)	
	(禁錮)	1 年	6 月以下	年間執行猶予付保護観察
	拘留	日	罰金	
	罰金	円	決定未決拘留日数	日通算
科料	円	裁定未決拘留日数	日算入	
日	日	日		
裁判の日	平成 10 年 6 月 22 日			
確定の日	平成 10 年 7 月 14 日			
裁判所	大阪地方裁判所		支部	
被験者予防更生法第48条第1項による刑の執行終了決定の日	平成 11 年 2 月 12 日			
効力発生日	平成 11 年 2 月 15 日			
備考				

【5】名簿の閉鎖又は修正

犯罪人名簿は、既決犯罪通知に基づいて作成し、その後、各種の刑の執行状況等通知に基づく追記により、常に整備補完を図っているが、これも一に各種の身分証明事務及び選挙名簿事務に資するためである。よって、この名簿を保管する事由がなくなったときには、必然的に名簿は閉鎖されることとなる。すなわち、①刑が消滅したとき、②恩赦により復権したとき、③都市区町村に転属したとき、④日本国籍を喪失（離脱）したとき、⑤死亡・失踪したときには、名簿を閉鎖する。なお、管内で転籍・婚姻等により本籍・氏名の異動がある場合は、名簿を修正する。

(1) **刑が消滅した場合** 【名簿の閉鎖】

刑は、その執行終了後一定の年限を経過するか、執行猶予期間が経過した場合、あるいは恩赦によってもその言渡しの効力を失う場合がある。これが刑の消滅である（刑の消滅についての詳細は、後述「第4. 刑の消滅について(39ページ以降)」参照）。刑の消滅による名簿の閉鎖の処理は、次により行う。

① **名簿の点検**

名簿を点検し、刑が消滅していると思われる者(39ページ～「第4. 刑の消滅について」の項参照)を抽出する。またこの作業は、年間を通じて、適当な時期を定めて定期的に行うのが望ましい。

② **地方検察庁へ照会**

抽出した名簿について文書処理簿に登載し、名簿の写しを添付のうえ、様式(5)により地方検察庁へ照会する。

③ **地方検察庁からの回答に基づく処理**

(ア) **全ての刑が消滅している場合**

名簿の「その他」欄に「刑の消滅」の旨を記載し、閉鎖年月日欄に処理年月日を記載のうえ、名簿を閉鎖する。

(イ) **一部の刑が消滅している場合**

名簿の当該刑を朱線交差により抹消し、「その他」欄に「刑の消滅」の旨及び処理年月日を記載する。

(ウ) **刑が消滅していない場合**

道路交通法等違反による罰金刑については既決犯罪通知がされず(3ページ「【2】名簿調製の対象者」の項参照)、名簿に登載されていないため、市区町村保管の名簿に登載されている刑が消滅していると思われる場合でも、道路交通法等違反の罰金刑により中断され消滅していないことがある。よって、このような場合は、名簿に、消滅していない理由となっている刑を付箋処理等で明らかにしておき(地方検察庁からの回答の付箋を利用するとよい)、次回の照会時に、再度照会できるようにしておく。

(エ) **再照会を要する場合**

氏名・生年月日等の名簿の記載誤りにより再照会を要するものについては、文書処理簿に改めてその旨を記載し、戸籍の写しを添付のうえ再照会する。

④ **見出し帳の手入れ**

名簿を閉鎖した場合は、見出し帳の氏名等を朱線で抹消し、閉鎖年月日を記載する。

⑤ **閉鎖名簿の保管**

閉鎖した名簿は除去簿に編綴し保管する。

⑥ 回答書の供覧及び保管

回答書はまとめて保管に付した後、回答書綴に編綴し保管する。

※ なお、「恩赦による刑の消滅」については、次の「(2)恩赦があった場合」の項で述べる。

【名簿記載例】～刑の消滅（全部消滅の場合）～

【名簿記載例】 ~刑の消滅(一部消滅の場合)~

(2) 恩赦があった場合 【名簿の閉鎖】

恩赦があった場合は、前述（13ページ「②恩赦事項通知による処理」）のとおり、これは①刑が消滅する場合、②刑は消滅しないが復権により名簿を閉鎖する場合、③消滅を閉鎖をせず名簿に追記のみする場合の三つに分類される。よって、地方検察庁からの恩赦事項通知により、その内容が①と②である場合には、名簿を閉鎖することとなるため、次により処理をする。（③の追記については、13ページ「②恩赦事項通知による処理」の項参照）

① 文書処理簿への登載

通知を受けたら、直ちに文書処理簿に登載する。

（4ページ「①文書処理簿への登載」の項参照）

② チェック欄の設置

また、見出しの処理、名簿の閉鎖、公選通知の各処理漏れ防止のためのチェック欄を通知書の余白にゴム印等により設けるとよいであろう。（4ページ「②チェック欄の設置」の項参照）

③ 戸籍・名簿との照合

通知書に記載されている本籍・氏名・生年月日を戸籍と照合し、犯歴内容を名簿と照合する。

⇒ 相違がある場合は、通知書を訂正し、訂正後の通知書の写しを添付のうえ、様式(1)により、地方検察庁へ通知する。

⇒ 転籍等により既に本籍が異動しており、それが転属通知漏れである場合は、地方検察庁へ様式(1)により通知するとともに、新本籍地へは、名簿の写しと本通知書を添付のうえ、様式(3)により通知する（35ページ「①他市区町村へ転属した場合」の項参照）。文書処理簿へはその旨を記載する。

④ 選挙管理委員会への通知

既決犯罪通知の処理において、公選通知をした者については、恩赦事項通知書の写しを添付のうえ、様式(2)により住所地の選挙管理委員会へ通知し、その旨を名簿の「その他」欄に記載する。

戸籍附票の住所が職権消除又は海外転出している場合は、その後、住所設定、未届転入、国外からの転入があった場合に、改めて住所地の選挙管理委員会へ通知しなければならないので注意すること。（5ページ「④選挙管理委員会への通知」の項参照）

⑤ 名簿の閉鎖

通知書の恩赦事項区分(1～9)により恩赦の種類を特定し、それが、刑が消滅する場合（大赦【区分1】・特赦【区分2】）及び全面復権する場合（政令復権【区分5】・個別復権【区分7】）であるときは、名簿を閉鎖することとなるため、名簿の恩赦事項欄にその旨を記載し、閉鎖年月日欄に閉鎖日を記載したうえ、名簿を除去簿に編綴し保管する。（名簿の恩赦事項欄への記載例は、15ページ「(キ)名簿の記載要領」の項参照）

なお、他に消滅しない刑あるいは全面復権しない刑がある場合には、名簿を閉鎖せずに、名簿の恩赦事項欄にその旨を記載するにとどめるため注意すること。

⑥ 見出し帳の手入れ

名簿を閉鎖した場合は、見出し帳の氏名等を朱線で抹消し、閉鎖年月日を記載する。

⑦ 通知書の供覧及び保管

所要の処理を終えれば、通知書はまとめて（例えば月ごとに）供覧に付し、供覧を終えた通知書は民刑関係通知書類に編綴し保管する。

【名簿記載例】～恩赦があった場合（政令復権）～

【恩故事項通知書】

(3) 戸籍届書により異動があった場合

① 他市区町村へ転属した場合 【名簿の閉鎖】

名簿に登載されている者が、転籍・婚姻等により本籍が他市区町村に異動したときは、新本籍地及び地方検察庁へ通知し、名簿を閉鎖する。ただし、既に刑が消滅していると思われる場合には、先に刑の消滅の照会を行い、その結果を待って処理をする。この場合の事務処理は、次により行う。

(7) 戸籍届書と見出し帳との照合

本籍分の戸籍届書と見出し帳を照合し、名簿に登載されている者につき、転籍・婚姻等により他市区町村へ転属した者はないか、死亡・失踪した者はないか、あるいは日本国籍を喪失(離脱)した者はないかを調査する。

この照合調査の方法については、各区の裁量によるが、少なくとも、他市区町村へ転属した者を長期間通知をせずに放置しておくのは好ましくないため、できるだけ日々行うようにするのが理想的である。そのために、より効率的、迅速に照合できるように、見出し帳を一目瞭然に判別できる状態にしておく必要がある。例えば、そのために、現在五十音順に作成されている見出し帳に、さらに、別途、五十音ごとに氏名のみの鉛筆書きの一覧表を作成してはさみこんでおき、名簿の作成や閉鎖により見出し帳の手入れをするときに、同時にこの一覧表の氏名の加除処理を行うようにしておき、これを照合用に活用するのも一方法である。

(例)	こ	小池 一郎	古賀 桃太	国府 英雄	近藤 秋雄
		小泉 健		国分 勘助	近藤 隆道
		小出 憲次	五条 武弘	越田 万造	近藤 竹道
		小坂 良雄	五代 友博	越野 裕次	紺野 美佐
		小林 和樹	五味 光輔	越部 雄大	権藤 石男
		小松 有紀		越山 康成	権藤 里香
		小宮 大輔	幸田 呂順		
		小村 良輔	幸徳 幹雄	駒井 五郎	
		小林 加奈	幸野 幸雄	駒井 三雄	
		小林 四郎		駒江 建造	
		小山 一	甲田 五雄	駒田 高次	
		小山 松江	甲野 幸子		

(イ) 名簿の点検

戸籍届書と見出し帳との照合により他市区町村へ転属した者につき、名簿を点検し、刑が消滅していないかどうかを確認する。

(ウ) 刑の消滅の照会

名簿の点検により刑が消滅していると思われる者については、名簿の写しを添付のうえ、様式(5)により地方検察庁へ照会する。その回答により、刑が全部消滅している場合には、名簿を閉鎖する。(31ページ「(1)刑が消滅した場合」の項参照)

(エ) 新本籍地への通知

刑が消滅していない場合、及び前項（ウ）の照会の結果、刑が消滅していない場合及び一部消滅している場合について、次により新本籍地へ通知する。

(a) 名簿の写しを作成する。

- 地方検察庁への照会の結果、刑が消滅していないものについては、その回答書の写しを添付する。
 - 刑が一部消滅しているものについては、名簿の当該刑を朱線交差により抹消し、「その他」欄に「刑の消滅」の旨を記載したうえで、写しを作成する。

(b) (a)の写しを添付のうえ、様式(3)により新本籍地へ通知する。

(c) 文書処理簿にその旨を記載する。

(才) 地方検察庁への通知

様式(4)により地方検察庁へ通知し、その旨を文書処理簿に記載する。

（カ）名簿の閉鎖

名簿の「その他」欄又は右欄外に「年月日000000へ転籍」と記載し、閉鎖年月日欄に閉鎖日を記載のうえ、名簿を閉鎖する。閉鎖した名簿は除去簿に編綴し保管する。

(キ) 見出し帳の手入れ

見出し帳の氏名等を朱線で抹消し、閉鎖年月日を記載する。

【名簿記載例】～他市区町村へ転属した場合～

② 死亡・失踪・日本国籍喪失(離脱)をした場合 【名簿の閉鎖】

名簿に登載されている者につき、死亡・失踪・日本国籍喪失(離脱)をしたときは、地方検察庁へ通知し、名簿を閉鎖する。この場合の事務処理は、次により行う。

(7) 戸籍届書と見出し帳との照合

本籍分の戸籍届書と見出し帳を照合し、名簿に登載されている者が死亡・失踪又は日本国籍を喪失(離脱)していないかを調査する。(調査方法については、35ページ「(ア)戸籍届書と見出し帳との照合」の項参照)

(4) 地方検察庁への通知

戸籍届書と見出し帳の照合により、死亡・失踪・又は日本国籍喪失(離脱)があった場合は、様式(4)により地方検察庁へ通知する。

(ウ) 名簿の閉鎖

名簿の「その他」欄又は右欄外に「年月日死亡」と記載し、閉鎖年月日欄に閉鎖日を記載のうえ、名簿を閉鎖する。閉鎖した名簿は除去簿に編綴し保管する。

(イ) 見出し帳の手入れ

見出し帳の氏名等を朱線で抹消し、閉鎖年月日を記載する。

【名簿記載例】 ~死亡した場合~

③ 管内で転籍・婚姻等により本籍・氏名の異動があった場合 【名簿の修正】

名簿に登載されている者が、管内で転籍・婚姻等により本籍や氏名の異動があった場合は、名簿・見出し帳を修正し、地方検察庁へ通知する。この場合の事務処理は、次により行う。

(7) 戸籍届書と見出し帳との照合

本籍分の戸籍届書と見出し帳を照合し、名簿に登載されている者が、管内で転籍・婚姻等により本籍・氏名等の異動がないかを調査する。（調査方法については、35ページ「(7)戸籍届書と見出し帳との照合」の項参照）

(イ) 地方検察庁への通知

戸籍届書と見出し帳との照合により、管内で転籍・婚姻等により本籍・氏名の異動があった場合は、様式(4)により地方検察庁へ通知する。

(ウ) 名簿の修正

名簿の「その他」欄又は右欄外に「年月日区内にて転籍」等と記載し、該当個所を朱線で抹消のうえ修正する。

(イ) 見出し帳の手入れ

見出し帳の該当個所を朱線で抹消のうえ修正する。

【名簿記載例】

第4 刑の消滅について

【1】刑の消滅とは

有罪の確定裁判の言渡しを受けた者は、その刑の執行を受け終わり又は受けることがなくなった後もなお、法律上及び事実上の不利益を負わされている。しかし、刑の執行を受け終わった者等に対して、いつまでもこのような法律上、事実上の不利益を負わせておくことは、その者の改善・更正の意欲を阻害し、善良な社会人として社会に復帰する機会を失わせることになる。

刑の消滅の制度は、このような犯人の改善・更正の障害となっている不利益を一定の条件の下に取り除き、速やかな社会復帰を図ろうとするものである。これには、一定の年限の経過により刑が消滅する場合（刑法34条の2）と、執行猶予期間の経過により刑が消滅する場合（刑法27条）と、通謀により刑が消滅する場合（恩赦法2、3、4、5、12条）とがある。

【2】刑法34条の2による刑の消滅（一定の年限の経過による刑の消滅）

刑法34条の2による刑の消滅の対象となる刑は、消滅期間との関係から、禁錮以上の刑、罰金以下の刑、刑の免除の三つに区分される。禁錮以上の刑とは、死刑、懲役、禁錮の刑をいい、罰金以下の刑とは、罰金、拘留、科料の刑をいう。死刑については、時効が完成することも考えられるので、消滅の対象に含めておく必要がある。また、刑の免除の言渡しも有罪の確定裁判であるため、刑の消滅の対象に含まれる。

（1）刑の消滅の時期

① 禁錮以上の刑

刑の執行を終わり又は執行の免除を得たときから罰金以上の刑に処せられることなく10年を経過したとき。（刑法34条の2）

なお、仮釈放中の者については、仮釈放期間が満了したときに、自由刑の執行が終了する。（刑法28条）

② 罰金以下の刑

刑の執行を終わり又は執行の免除を得たときから罰金以上の刑に処せられることなく5年を経過したとき。（刑法34条の2）

なお、「刑の執行の免除」とは、刑の言渡しがあった後にその執行が免除される場合をいい、これには、外国で確定裁判を受けた事件につき、重ねて裁判が行われた場合に言い渡される刑の執行の免除（刑法5条）のほか、刑の時効の完成（刑法31条）及び恩赦による刑の執行の免除（恩赦法8条）とがある。

また、「罰金以上の刑に処せられることなく」とは、「罰金以上の刑が確定することなく」という意味である。よって、罰金以上の刑の言渡しがあっても、それが刑の消滅期間中に確定しない場合には、刑の消滅を妨げる事由とはならない。

③ 刑の免除

刑の免除の言渡しを受けた者については、その裁判の確定後罰金以上の刑に処せられることなく5年を経過したとき。（刑法34条の2）

刑の免除とは、犯罪そのものは成立しているのであるが、ただこれに対する刑罰を免除する旨の言渡しをする場合をいう。つまり、これはあくまでも「有罪の裁判」であり、「無罪の裁判」とは全く性格を異にするものである。また、「刑の免除」は、刑の言渡しがあった後にその執行が免除せられる「刑の執行の免除」とも区別すべきものである。

(2) 刑の消滅期間の起算日

- ① 禁錮以上の刑（刑の執行が終了した場合）
刑の執行終了の日（受刑の最終日）の翌日
- ② 禁錮以上の刑（執行中仮釈放された場合）
仮釈放期間満了日（仮釈放中の残刑期間の最終日）の翌日
- ③ 罰金刑（現金納付又は仮出場により刑の執行が終了した場合）
刑の執行終了の日（現金納付又は仮出場による釈放の日）
- ④ 罰金刑（労役場留置の執行により刑の執行が終了した場合）
刑の執行終了の日（労役場留置期間の最終日）の翌日
- ⑤ 刑の時効により刑の執行の免除を得た場合
刑の時効完成の日（時効期間満了日の翌日）
- ⑥ 刑の免除の場合
刑の免除を言い渡した裁判の確定の日

(3) 刑の消滅の中斷

刑の消滅期間の進行は、刑の消滅期間内に更に罰金以上の刑が確定することにより中斷する。これにより、刑の執行終了から中斷に至るまでの経過期間はなかったことになり、当該刑の消滅期間は、中斷の原因となった刑の執行終了後、改めて所定の消滅期間を経過することが必要となる。つまり、前刑と後刑の消滅期間が同時に進行することになる。よって、前刑と後刑の消滅期間が同じであれば同時に消滅し、消滅期間が異なれば、別個の時期に消滅することになる。ただし、後刑の消滅期間が前刑の消滅期間より早く経過した場合には、前刑について刑の消滅期間の中斷がなかったことになり、前刑は、その執行終了後の所定の消滅期間の経過をもって消滅する。また、後刑消滅の時点で、既に前刑の消滅期間が経過している場合には、その時点で前刑も同時に消滅する。

【3】刑法27条による刑の消滅（執行猶予期間経過による刑の消滅）

執行猶予の制度とは、刑の言渡しはするが、その執行を一定期間猶予し、その期間を経過したときに刑の言渡しの効果を失わせる制度である。すなわち、執行猶予期間中に執行猶予の言渡しを取り消されない限りは、刑は消滅する。

(1) 執行猶予期間が経過した場合

執行猶予期間の満了日の翌日に刑は消滅する。

たとえ、執行猶予期間中に他の刑が確定しても、執行猶予の言渡しの取消しがない限り執行猶予刑の消滅の日に影響しない。

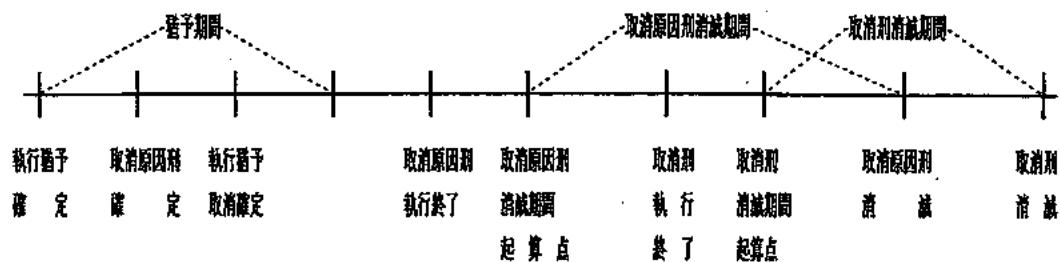
ただし、補導処分に付されその期間を経過した場合又は仮退院後その残りの補導処分期間を満了した場合には、たとえ執行猶予期間経過前でも、経過したものとみなされるので注意すること。（24ページ「仮退院期間満了通知による処理」、26ページ「自由刑執行終了通知による処理」の項参照）

また、執行猶予期間中に執行猶予の言渡しの取消決定があっても、その確定が執行猶予期間の経過後あるいは執行猶予期間の満了の日であるときは、執行猶予刑は消滅する。

(2) 執行猶予が取り消された場合

執行猶予期間中に他の刑が確定し、執行猶予の言渡しが取り消されたときは、取消刑（執行猶予の言渡しが取り消された刑）は、取消原因刑（執行猶予の言渡しの取消しの原因となった刑）の執行終了後に執行が開始される。よって、両刑とも、それぞれの執行終了時点から、それぞれの消滅期間が進行していくこととなる。

【執行猶予の取消し】



(3) 執行猶予刑の特例（補導処分に付された場合）

執行猶予刑については、通常はその期間満了により刑の言い渡しの効力を失う（つまり消滅する）のであるが、例外として、売春防止法（17条1項）により補導処分に付された場合には、執行猶予期間中つまり執行猶予期間満了前であっても刑が消滅する。

すなわち、同法において、20歳以上の女子に対して、刑の執行猶予に際して6ヶ月の補導処分に付して婦人補導院に収容することができるとされており、また、地方更正委員会の許可により仮退院することもできるとされている。この場合に、補導処分の執行が終了したとき、あるいは仮退院期間が満了したとき（つまり、仮退院を取り消されることなく補導処分の残期間を経過したとき）は、刑の執行猶予期間が経過したものとみなされる（売春防止法30条、32条1項）。すなわち、その時点で刑は消滅する。これは、婦人補導院からの自由刑執行終了通知及び保護観察所からの仮退院期間満了通知によって確認することができる（24ページ「仮退院期間満了通知による処理」、26ページ「自由刑執行終了通知による処理」の項参照）。よって、地方検察庁へ刑の消滅の照会を行う際には、消滅期間が経過した場合、執行猶予期間が経過した場合とともに、補導処分の執行が終了した場合、仮退院期間が満了した場合についても、忘れずに照会すること。

【4】恩赦による刑の消滅

恩赦があった場合、これは効果の面からみて、大赦・特赦・減刑・刑の執行の免除・復権の五つに分類される。さらにこれらを、刑が消滅する場合、全面復権する場合、減刑等するが消滅も全面復権もしない場合に分類することができる。

このうち大赦と特赦については、恩赦により刑の言渡しの効力を失うため、その時点で刑は消滅する。ただ、刑の消滅の効果として、喪失又は停止されていた権利や資格を回復するという意味では、刑法34条の2の消滅期間経過による場合、及び刑法27条の執行猶予による場合と同じであるが、大赦及び特赦は、未執行の刑や執行中の刑の言渡しの効力を失わせ、あるいは公訴権をも消滅させるので、その実質的効力ははるかに強い。

なお、刑の消滅と全面復権については名簿備え付けの目的がなくなるため、名簿を閉鎖することとなる。ただ、刑の消滅が、刑の言渡しの効力を失わせるのに対し、復権は、刑の言渡しの効力は変わらず、単に一定の資格を回復させるにとどまるため、その効力に違いがある。

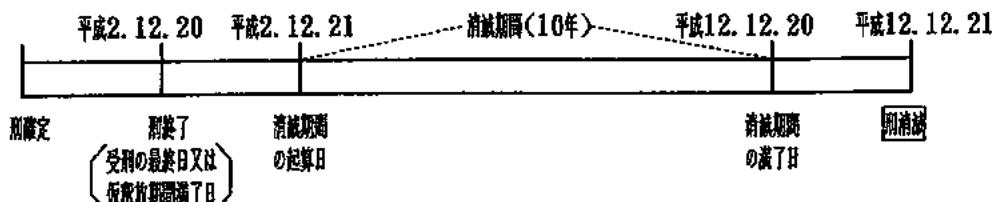
（恩赦があった場合の処理については、13～16ページ、33～34ページを参照）

【5】刑の消滅の具体的事例

(1) [後刑がない場合]

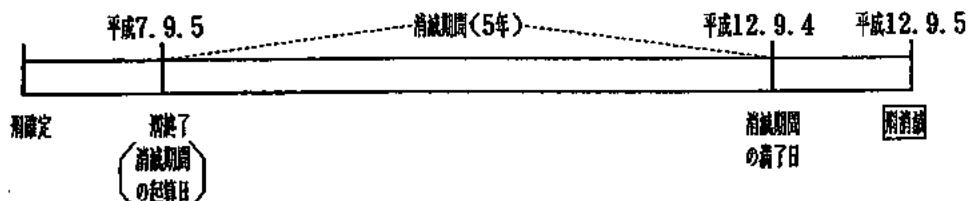
① 禁錮以上の実刑の場合

刑執行終了日（受刑の最終日）又は仮釈放期間満了日の翌日から起算して10年を経過した日が刑の消滅の日となる。



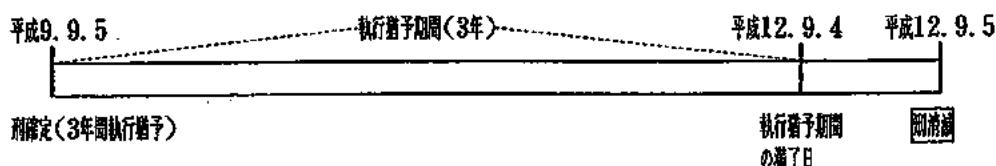
② 罰金以下の実刑の場合

刑執行終了日（罰金を完納した日、仮出場による釈放の日、労役場留置期間の最終日の翌日）から起算して5年を経過した日に刑は消滅する。



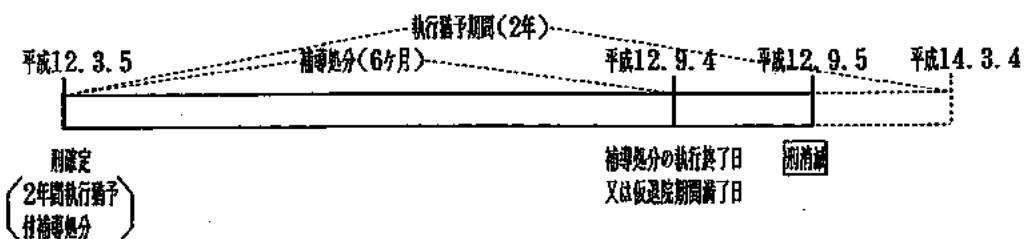
③ 執行猶予刑の場合（取消しがない場合）

執行猶予期間の満了日の翌日に刑は消滅する。



④ 執行猶予刑の場合（補導処分に付された場合）

執行猶予刑において補導処分に付された場合は、補導処分の執行終了日又は仮退院期間満了日の翌日に刑は消滅する。

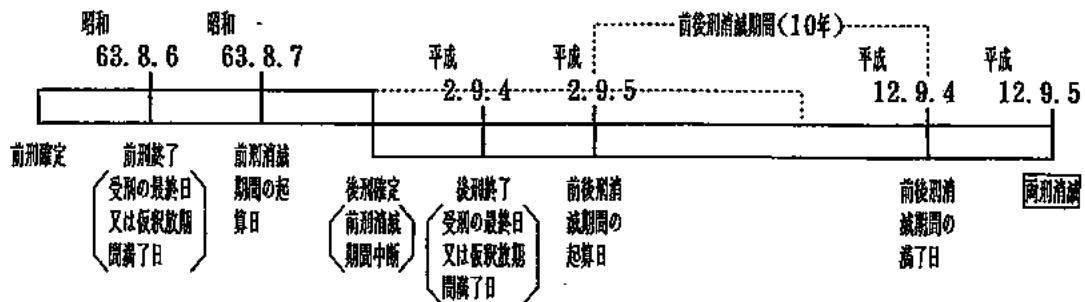


(2) 後刑がある場合

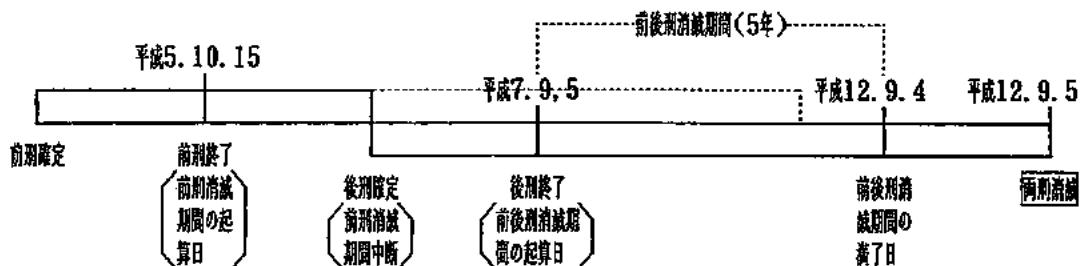
(A) 前刑と後刑が同等の場合

前後刑の消滅期間は後刑の執行終了後同時に進行するため、前後刑が同等の場合は同時に刑が消滅する。

① 前刑、後刑とも禁錮以上の場合



② 前刑、後刑とも罰金以下の場合

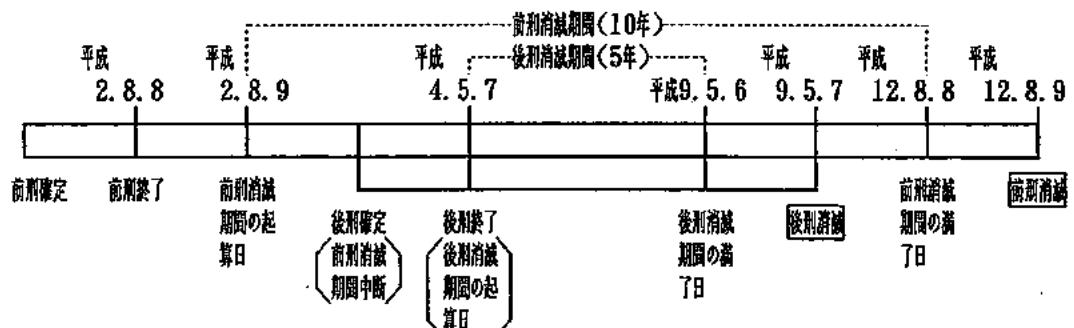


(B) 前刑と後刑が同等でない場合

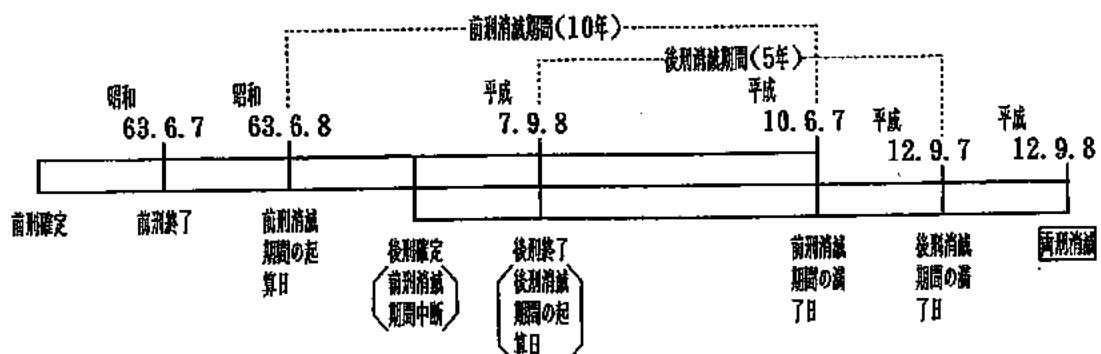
前後刑の消滅期間は後刑の執行終了後同時に進行するため（後刑が執行猶予刑の場合はその確定後に前刑の消滅期間が進行する）、前後刑が同等でない場合は、それぞれ所定の消滅期間が経過したときに刑が消滅する。ただし、後刑が前刑より早く消滅する場合には、前刑はその執行終了後の所定の消滅期間を経過したときに刑が消滅する。また、後刑消滅の時点で、既に前刑の消滅期間が経過している場合には、その時点で前刑も同時に消滅する。

① 前刑禁錮以上、後刑罰金の場合

(1) 後刑が前刑の消滅前に消滅する場合

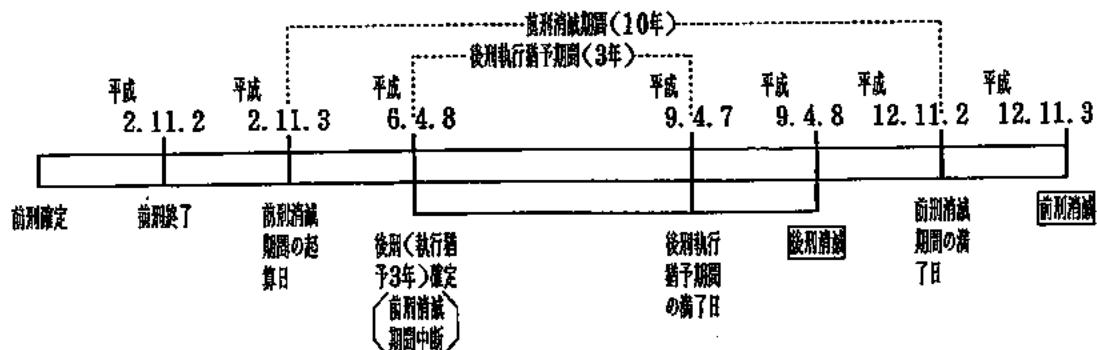


(4) 前刑と後刑が同時に消滅する場合（後刑が前刑の消滅期間経過後に消滅する場合）

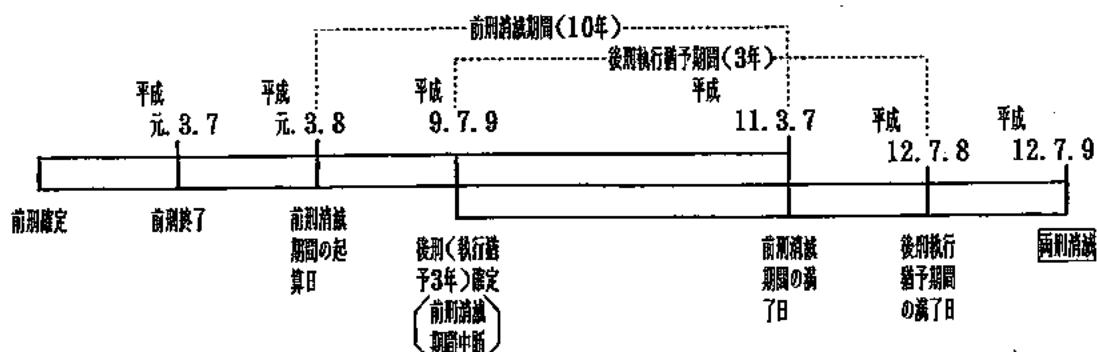


② 前刑禁錮以上、後刑執行猶予刑の場合

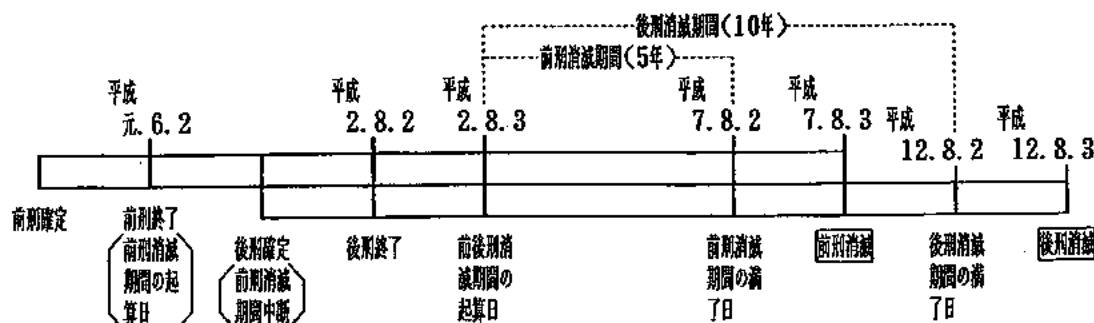
(7) 後刑が前刑の消滅前に消滅する場合



(4) 前刑と後刑が同時に消滅する場合（後刑が前刑の消滅期間経過後に消滅する場合）

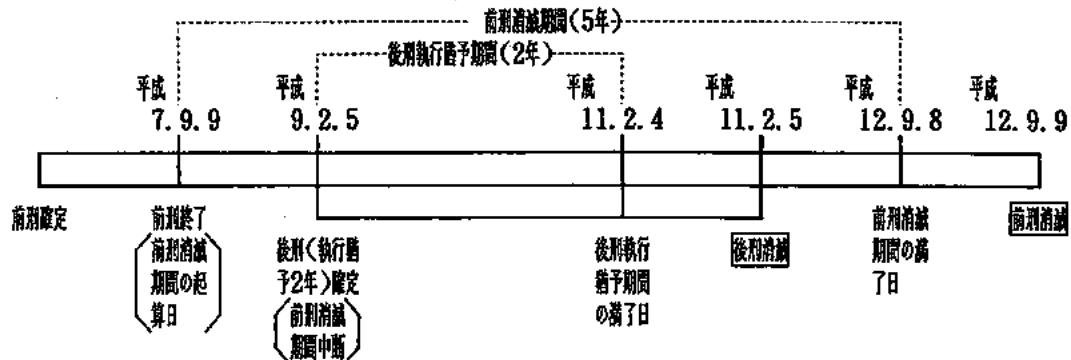


③ 前刑罰金以下、後刑禁錮以上の場合

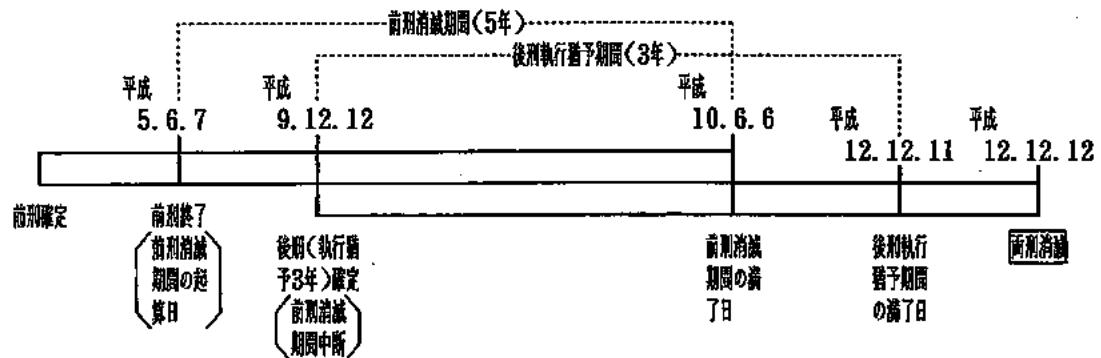


④ 前刑罰金以下、後刑執行猶予刑の場合

(7) 後刑が前刑の消滅前に消滅する場合

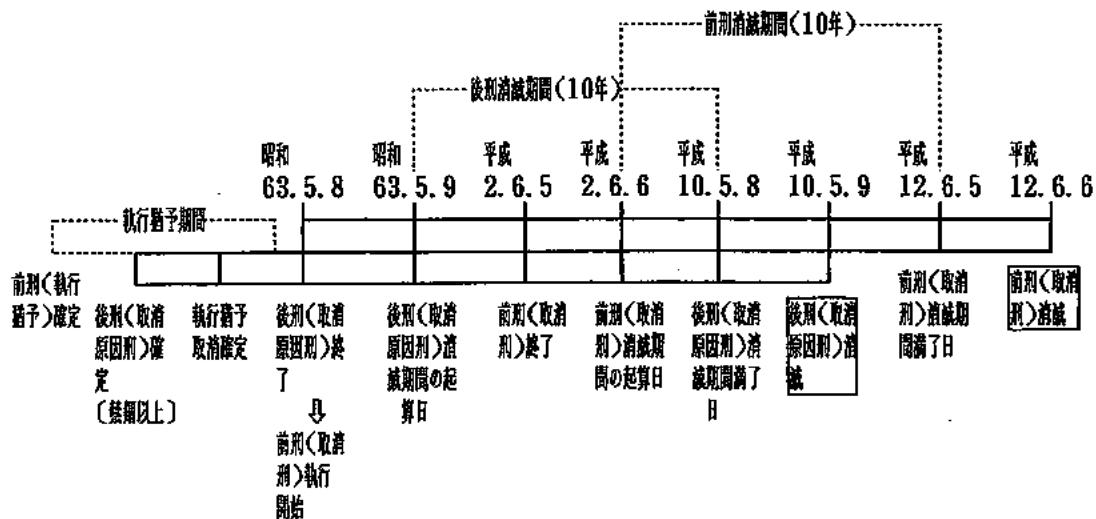


(8) 前刑と後刑が同時に消滅する場合(後刑が前刑の消滅期間経過後に消滅する場合)



⑤ 執行猶予が取り消された場合

執行猶予期間中に後刑が確定し、執行猶予の言渡しが取り消されたときは、前刑(取消刑)は後刑(取消原因刑)の執行終了後に執行が開始される。よって、両刑とも、それぞれの執行終了後に、それぞれの消滅期間が経過したときに刑が消滅する。



第5. 少年に関する取扱いについて

通常、道路交通法等違反を除く罰金以上の刑については、地方検察庁から本籍地の市区町村長に既決犯罪通知がなされ、それに基づき犯罪人名簿が作成されるのが原則であるが、犯行時少年であった者については、少年法第60条の規定の適用により例外的取扱いがなされている。

【少年法第60条】

1. 少年のとき犯した罪により刑に処せられてその執行を受け終わり、又は執行の免除を受けた者は、人の資格に関する法令の適用については、将来に向かって刑の言渡しを受けなかつたものとみなす。
2. 少年のとき犯した罪について刑に処せられた者で刑の執行猶予の言渡しを受けた者は、その猶予期間中、刑の執行を受け終わつたものとみなして、前項の規定を適用する。
3. 前項の場合において、刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、人の資格に関する法令の適用については、その取り消されたとき、刑の言渡しがあったものとみなす。

【1】既決犯罪通知について

(1) 既決犯罪通知が行われない場合

犯行時少年であった者については、下記に該当する場合は、既決犯罪通知は行われない。

- ① 確定のときに刑の執行を受け終わつたこととなる者。
- ② 刑の執行を猶予する者。
- ③ 刑の執行を免除する者。

【注】 ● 「犯行時少年」とは、あくまでも「裁判時少年」の意味ではない。
● 「確定のときに刑の執行を受け終わつたこととなる」とは、本刑に満つるまで未決勾留日数を算入する旨の裁判があった場合、あるいは、罰金刑の言渡しと同時に言い渡された仮納付の裁判の執行後に当該裁判が確定した場合をいい、いずれの場合も、当該裁判が確定したとき、既に刑の執行が終わつてゐる状態にある。

(2) 既決犯罪通知が行われる場合

犯行時少年であった者であつても、下記に該当する場合は、既決犯罪通知がなされる。

- ① 懲役刑、禁錮刑、罰金刑（仮納付の場合を除く）の実刑の裁判で、確定のときに刑の執行を受け終わつてない者。
- ② 懲役刑と罰金刑が併科され、懲役刑についてのみ執行が猶予された場合。

【注】 ● 既決犯罪通知には、必ず「犯行時少年○○歳」と記載される。

【2】犯罪人名簿の作成について

犯行時少年であった者については、下記の場合について、犯罪人名簿を作成する。

(1) 既決犯罪通知に基づき作成する場合

犯行時少年であった者であつても、既決犯罪通知があった場合には、通常通り名簿を作成する。ただし、一見して成人の犯歴と区別できるようにしておく必要があるため、「その他」欄に、「犯行時少年○○歳」「少年」「(少)」等と朱書きする。

(2) 既決犯罪通知書に代える旨の記載のある通知書に基づき作成する場合

犯行時少年であった者は、確定のときに刑の執行を受け終わったこととなる場合、刑の執行が猶予された場合、刑の執行が免除された場合には、前述のとおり既決犯罪通知がなされないが、その後、執行猶予取消しの裁判がなされ、あるいは、刑の分離決定、再審又は非常上告の裁判の結果、前になされた裁判の刑が罰金刑に変更され、かつ執行猶予が付されなかったときは、下記の各通知がなされ、通知書には必ず「本通知書をもって既決犯罪通知書に代える」旨の記載があるので、これにより新たに名簿を作成する。

名簿の作成方法は既決犯罪通知による場合と同様であり、名簿の「その他」欄には、成人の犯歴と区別できるようにしておくために、「犯行時少年00歳」「少年」「(少)」等と朱書きする。

① 刑執行猶予言渡し取消通知

通知に基づく処理については、11ページ「①刑執行猶予言渡し取消通知による処理」の項参照。

② 刑の分離決定通知

通知に基づく処理については、17ページ「③刑の分離決定通知による処理」の項参照。

③ 再審結果通知

通知に基づく処理については、19ページ「⑤再審結果通知による処理」の項参照。

④ 非常上告結果通知

通知に基づく処理については、20ページ「⑥非常上告結果通知による処理」の項参照。

⑤ 犯歴事項通知

「本通知書をもって既決犯罪通知書に代える」旨の記載がある場合には、①～④と同様の処理を行う。

【3】 犯罪人名簿の閉鎖について

犯行時少年であった者については、いったん犯罪人名簿を作成しても、その後、自由刑については刑の執行が終了し、罰金刑についてはその金額が完納されれば、少年法60条1項の規定により、その時点から刑の言渡しを受けなかったものとみなされる。これは、自由刑又は罰金刑が時効完成した場合、あるいは恩赦により刑が執行免除された場合も同様である。ただし、これは刑の消滅を定めた刑法34条の2の規定には該当しないため、刑の執行終了が直ちに刑の消滅の効果をもたらすものではない。しかし、いずれにしても、このことにより、犯罪人名簿備え付けの意義も実益も失われるため、下記の通知があったときは、「その他」欄に「少年法60条1項により資格回復」と記載したうえ、名簿を閉鎖する。

(1) 刑の執行終了による場合

① 自由刑執行終了通知

通知に基づく処理については、26ページ「③自由刑執行終了通知による処理」の項参照。

② 仮釈放期間満了通知

通知に基づく処理については、22ページ「①仮釈放期間満了通知による処理」の項参照。

③ 不定期刑執行終了決定通知

通知に基づく処理については、29ページ「④不定期刑執行終了決定通知による処理」の項参照。

(2) 刑の執行免除による場合

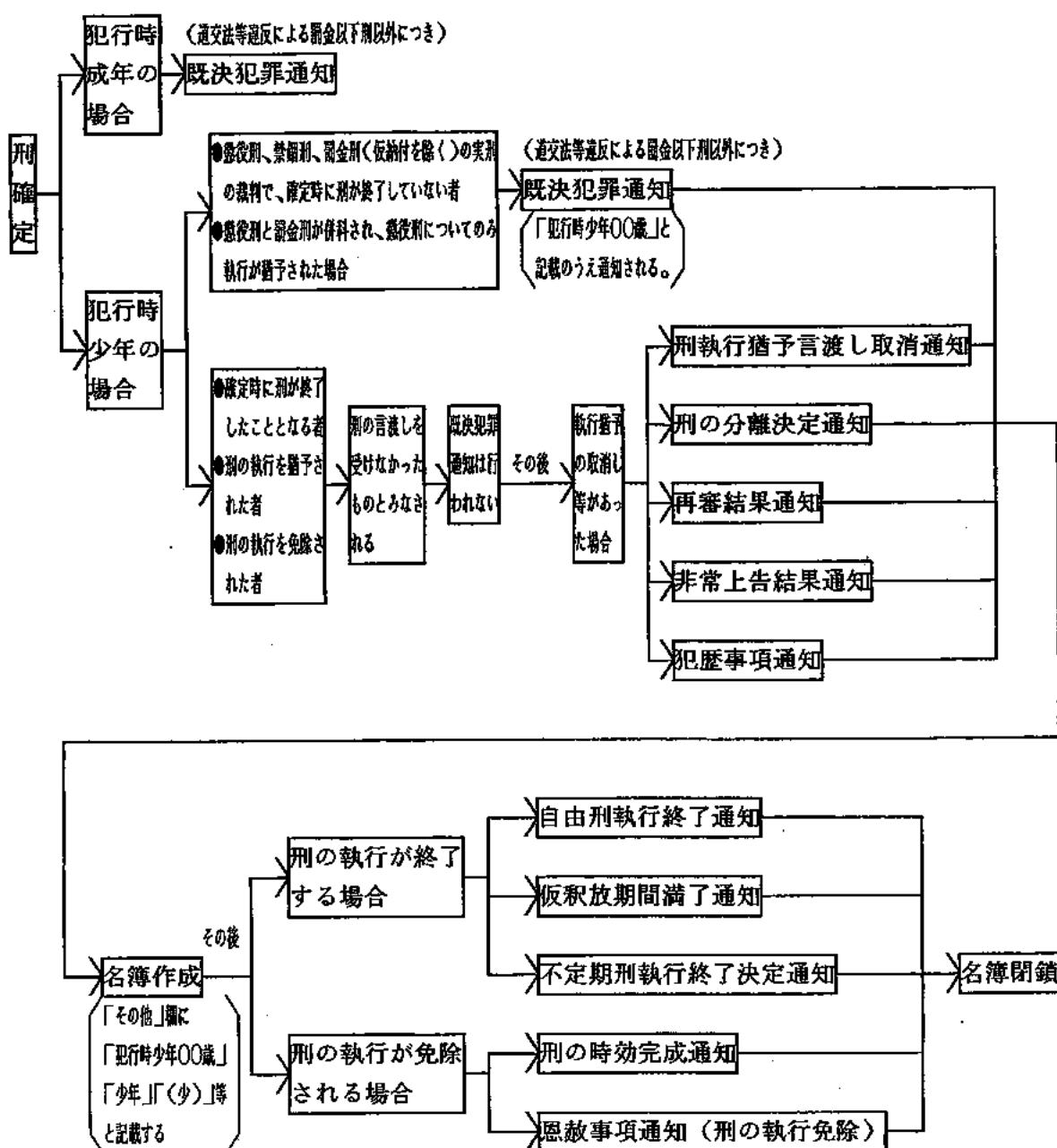
① 刑の時効完成通知

通知に基づく処理については、17ページ「④刑の時効完成通知による処理」の項参照。

② 恩赦事項通知（刑の執行免除「区分9」）

通知に基づく処理については、18ページ「②恩赦事項通知による処理」の項参照。

【4】 犯行時少年であった者に関する事務の流れ



様式（1）

御 中 平成 年 月 日
大阪市 区役所

下記の理由により通知（返戻）します

記

1. 該当者が見当たりません。

- 本籍・氏名・生年月日が相違していると思われます。添付の戸籍の写しにより、再調査願います。
- 指定地に見当たりません。
- 誤送されました。

2. 事件本人は、添付の戸籍の写しのとおり異動（除籍）しています。

3. 通知書を別紙のとおり訂正のうえ処理しましたので通知します。

【訂正理由】

- 本籍 平成 年 月 日 行政区画変更・転籍・
()により変更
- 氏名 誤字・俗字・正字・()であるため

4. その他

第 号

平成 年 月 日

選挙管理委員会委員長 殿

（大阪市・区長印）

公職選挙法の規定による通知について

次の者が貴管内の住民基本台帳に記録されていると考えられますので、別紙写を送付します。

記

1. 氏 名

2. 本 籍

3. 戸籍附票の住所

第 号

平成 年 月 日

長 殿

(大阪市・区長印)

転属者民刑事項通知書

下記の者は、平成 年 月 日 届出により
貴管内に入籍しましたから、別紙のとおり通知します。

記

戸籍の表示	新	貴管内
	旧	
氏 名 生 年 月 日		明治 大正 昭和 年 月 日

第 号

平成 年 月 日

大阪地方検察庁
犯歴採証課 御中

(大阪市・区長印)

犯罪人名簿に登載されている者の異動について

標題について、下記のとおり異動があったので通知します。

記

	旧			新		
本籍	丁目	番地	番	丁目	番地	番
筆頭者						
氏名						
生年月日	明治 大正 昭和	年	月	日	異年月日	動日
異動事由	<ol style="list-style-type: none">1. 転籍2. 改姓(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁、入籍)3. 死亡4. その他					

様式（5）

第 号
平成 年 月 日

大阪地方検察庁検察事務官殿

大阪市 区長

刑の消滅等について（照会）

別紙 ほか 名に関する前科につき
刑法第27条同法第34条の2の規定により効力を失い
又は消滅の事実の有無を調査の上回答願います。

担当者

第 号
平成 年 月 日

大阪市 区長殿

大阪地方検察庁検察事務官

刑の消滅等について（回答）

別紙 名に関する前科につき回答する。

担当者